

令和6年度利用の方用

幼稚園・認定こども園 保育所・地域型保育

(家庭的保育事業・小規模保育事業)

利用の御案内

お 願 い

この冊子には、幼稚園・認定こども園・保育所・地域型保育事業の利用手続きや必要となる書類、保育サービス等を掲載しております。よくお読みいただき、内容を了承した上でお申込みください。



水戸市こども部 幼児保育課

〒310-8610 水戸市中央1-4-1 水戸市役所 1階

☎代表029-224-1111 (内線6081, 6082, 6083, 6084) / ☎直通029-232-9243

目次

1	教育・保育給付認定, 認定区分について	2
2	利用申込みについて	
(1)	幼稚園・認定こども園(1号認定)	4
(2)	認定こども園(2号・3号認定)・保育所・地域型保育事業	5
3	利用申込みに必要なもの	7
4	利用者負担金について	12
5	利用開始後の諸手続き	17
6	Q & A	18
7	各施設の御案内	21
8	施設一覧	47
	水戸市の幼稚園・認定こども園・保育所・地域型保育事業マップ(裏表紙)	

1 教育・保育給付認定、認定区分について

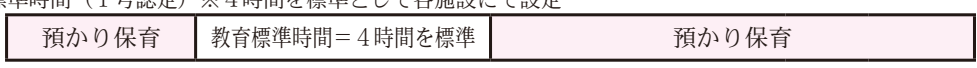
- (1) 幼稚園・認定こども園・保育所・地域型保育事業を利用するときは、お子さん一人ごとに、水戸市の教育・保育給付認定が必要となります。
- (2) 認定には、教育標準時間認定（1号認定といいます。）と保育認定（2号・3号認定といいます。）があります。認定区分の中から、選択して認定の申請をしてください。
- (3) お子さんの年齢や保育の必要性の有無により、認定区分が決まります。また、認定区分に応じて、利用できる施設、時間が異なります。

認定区分、利用できる施設・事業

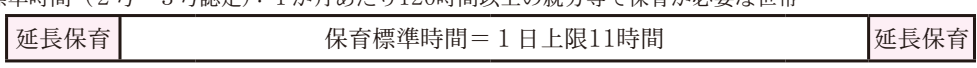
認定区分	対象となるお子さん			利用できる施設・事業
	年齢	保育の必要性	利用できる時間	
教育標準時間認定 1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間	幼稚園 認定こども園（幼稚園機能部分）
満3歳以上・保育認定 2号認定	満3歳以上	あり	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園（保育所機能部分）
満3歳未満・保育認定 3号認定	満3歳未満	あり	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園（保育所機能部分） 地域型保育事業 （家庭的保育事業・小規模保育事業）

利用できる時間

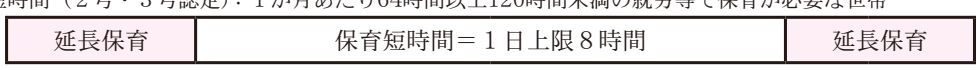
○教育標準時間（1号認定）※4時間を標準として各施設にて設定



○保育標準時間（2号・3号認定）：1か月あたり120時間以上の就労等で保育が必要な世帯



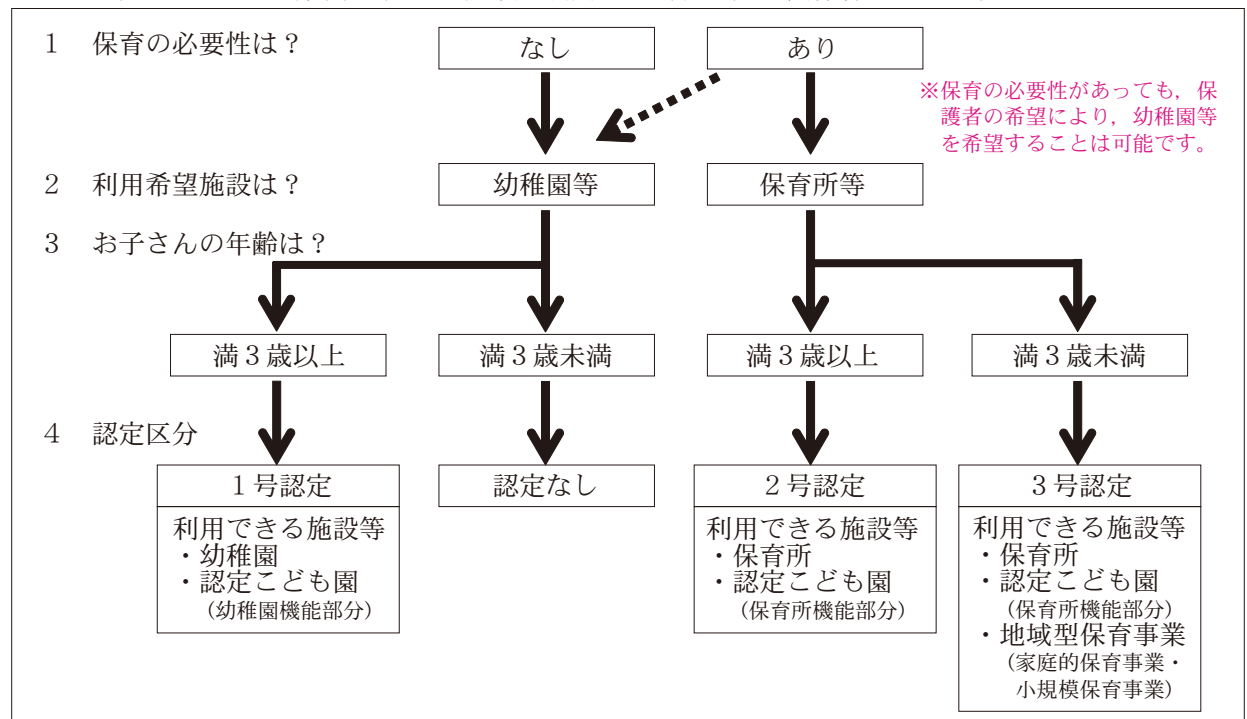
○保育短時間（2号・3号認定）：1か月あたり64時間以上120時間未満の就労等で保育が必要な世帯



※各施設の開設時間は、22ページ以降に記載してあります。

○ 2号・3号認定を受けた方の利用時間（保育必要量）について

2号・3号認定を受けた方は、保育を必要とする事由や就労等の時間に応じ、保育必要量（保育標準時間または保育短時間）を市が決定します。それぞれの時間帯の範囲内で、保育が必要な時間に応じて施設を利用してください。なお、保育標準時間、保育短時間の時間帯は施設により異なります。また、それぞれの時間帯を超えて施設を利用した場合は、延長保育となります。



保育を必要とする事由・認定有効期間等

○ 1号認定

保育を必要とする事由	利用時間	認定有効期間
なし	教育標準時間	小学校等就学の始期に達するまで

○ 2号認定・3号認定

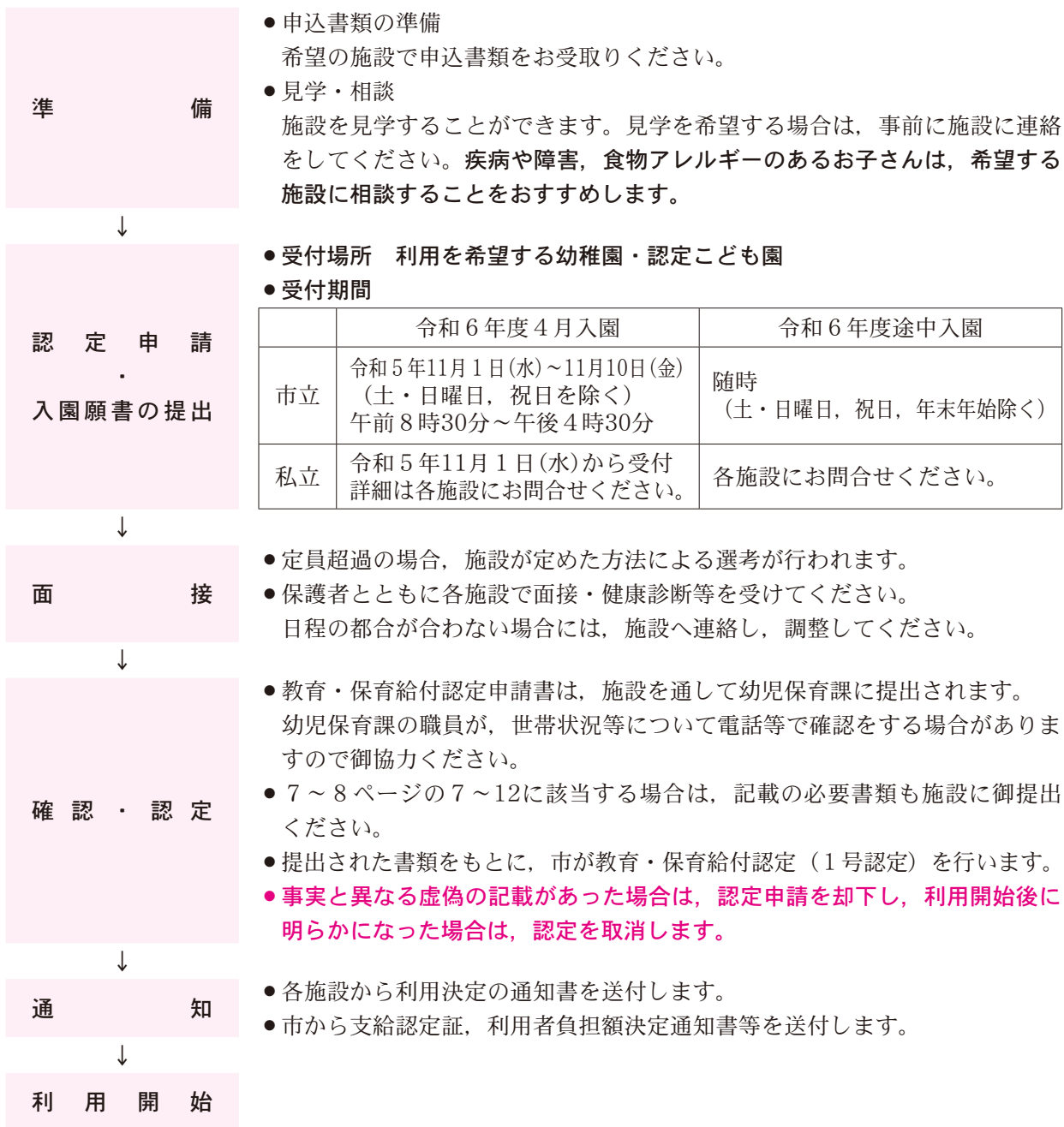
保育を必要とする事由	利用時間 (保育必要量)	認定有効期間	
		2号認定	3号認定
①就労 (月64時間以上)	保育標準時間 (月120時間以上の就労)	小学校等就学の始期に 達するまで	満3歳に達する日の前日 (誕生日の前々日)まで
	保育短時間 (月64時間以上120時間 未満の就労)		
②妊娠・出産	保育標準時間	おおむね出産予定日2か月前(多胎妊娠の場合は 出産予定日4か月前)から、出産日から起算して 8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで	
③保護者の疾病・障害	保育標準時間	小学校等就学の始期に 達するまで	満3歳に達する日の前日 (誕生日の前々日)まで
④同居または長期入院 等している親族の介 護・看護 (月64時間以上)	保育標準時間 (月120時間以上の介護・ 看護)	小学校等就学の始期に 達するまで	満3歳に達する日の前日 (誕生日の前々日)まで
	保育短時間 (月64時間以上120時間 未満の介護・看護)		
⑤災害復旧	保育標準時間	小学校等就学の始期に 達するまで	満3歳に達する日の前日 (誕生日の前々日)まで
⑥求職活動 (起業準備を含む。)	保育短時間	いずれか短い期間 ○小学校等就学の始期に達するまで ○利用開始日から起算して90日を迎える日の属す る月の末日まで	
⑦就学 (職業訓練校等におけ る職業訓練を含む。)	保育標準時間 (月120時間以上の就学)	いずれか短い期間 ○小学校等就学の始期に達するまで ○保護者の卒業・修了予定日の属する月の末日ま で	
	保育短時間 (月64時間以上120時間 未満の就学)		
⑧虐待やDVのおそれ があること	保育標準時間	小学校等就学の始期に 達するまで	満3歳に達する日の前日 (誕生日の前々日)まで
⑨育児休業取得時に、 既に保育を利用してい る子どもがいて継続利 用が必要であること	保育短時間	育児休業の開始日から終了日の属する月の末日ま で	
⑩その他、上記に類す る状態として市区町村 が認める場合	申請内容による	申請内容による	

2 利用申込みについて

2-1 幼稚園・認定こども園（1号認定）の利用申込みについて

施設の種類	対象年齢	詳細
幼稚園	市立 令和6年4月1日時点で3歳または4歳から就学前まで ※施設により対象年齢が異なります。各施設の対象年齢は22ページを御覧ください。	22ページ
	私立 令和6年4月1日時点で3歳から就学前まで ※満3歳から利用できる施設もあります。	23ページ
認定こども園（幼稚園型）	令和6年4月1日時点で3歳から就学前まで ※満3歳から利用できる施設もあります。	24ページ～27ページ
認定こども園（幼保連携型）	市立 令和6年4月1日時点で4歳から就学前まで	28ページ～29ページ
	私立 令和6年4月1日時点で3歳から就学前まで ※満3歳から利用できる施設もあります。	

申込みから利用開始まで



2-2 認定こども園（2号・3号認定）・保育所・地域型保育事業の利用申込みについて

施設の種類		対象年齢	詳細
認定こども園	幼稚園型	令和6年4月1日時点で3歳から就学前まで ※満3歳から利用できる施設もあります。	24ページ ～27ページ
	幼保連携型	生後2か月から就学前まで ※リリー幼稚園は令和6年4月1日時点で3歳から就学前まで ※チャイルドランドナーサリーは3歳になる年度の3月末まで	28ページ ～29ページ
保育所		生後2か月から就学前まで ※平須保育所，一の牧保育所は1歳3か月から ※こぼと保育園分園，こぼと東保育園分園，はぐくみの森あさひ保育園，あさひまちなか保育園は3歳になる年度の3月末まで	30ページ ～41ページ
地域型保育事業	家庭的保育事業	生後6か月から3歳になる年度の3月末まで	41ページ ～42ページ
	小規模保育事業	生後2か月から3歳になる年度の3月末まで	43ページ ～46ページ

受付期間または締切日・結果連絡予定日 ※5月～3月の申込みは概ね締切日の1か月前から受け付けます。

利用希望月	受付期間	結果連絡予定日	
令和6年度 4月一次募集	令和5年10月25日(水)～11月10日(金)	1月中旬頃 全員に郵送します。	
4月二次募集	11月13日(月)～令和6年2月16日(金)	3月中旬頃 内定者のみ電話連絡します。	
利用希望月	締切日	結果連絡予定日	
5月	令和6年4月10日(水)	4月17日(水)から数日中	
6月	5月10日(金)	5月17日(金)から数日中	
7月	6月10日(月)	6月17日(月)から数日中	
8月	7月10日(水)	7月18日(木)から数日中	
9月	8月9日(金)	8月19日(月)から数日中	
10月	9月10日(火)	9月17日(火)から数日中	
11月	10月10日(木)	10月17日(木)から数日中	
12月	11月8日(金)	※令和7年度4月以降も 利用希望の方は10月下旬からの一次募集期間 にもお申込みください。	
1月	12月10日(火)		11月15日(金)から数日中
2月	令和7年1月10日(金)		12月17日(火)から数日中
3月	2月10日(月)		1月20日(月)から数日中
		2月17日(月)から数日中	

※育児休業からの復職により利用する場合、利用開始月の翌月15日までに復職する必要があります。

※利用希望月中に産前産後休業に入る場合は、妊娠・出産を事由としての申込みとなります。

御注意ください

申込書は令和6年度3月（令和7年3月）利用分まで有効です。

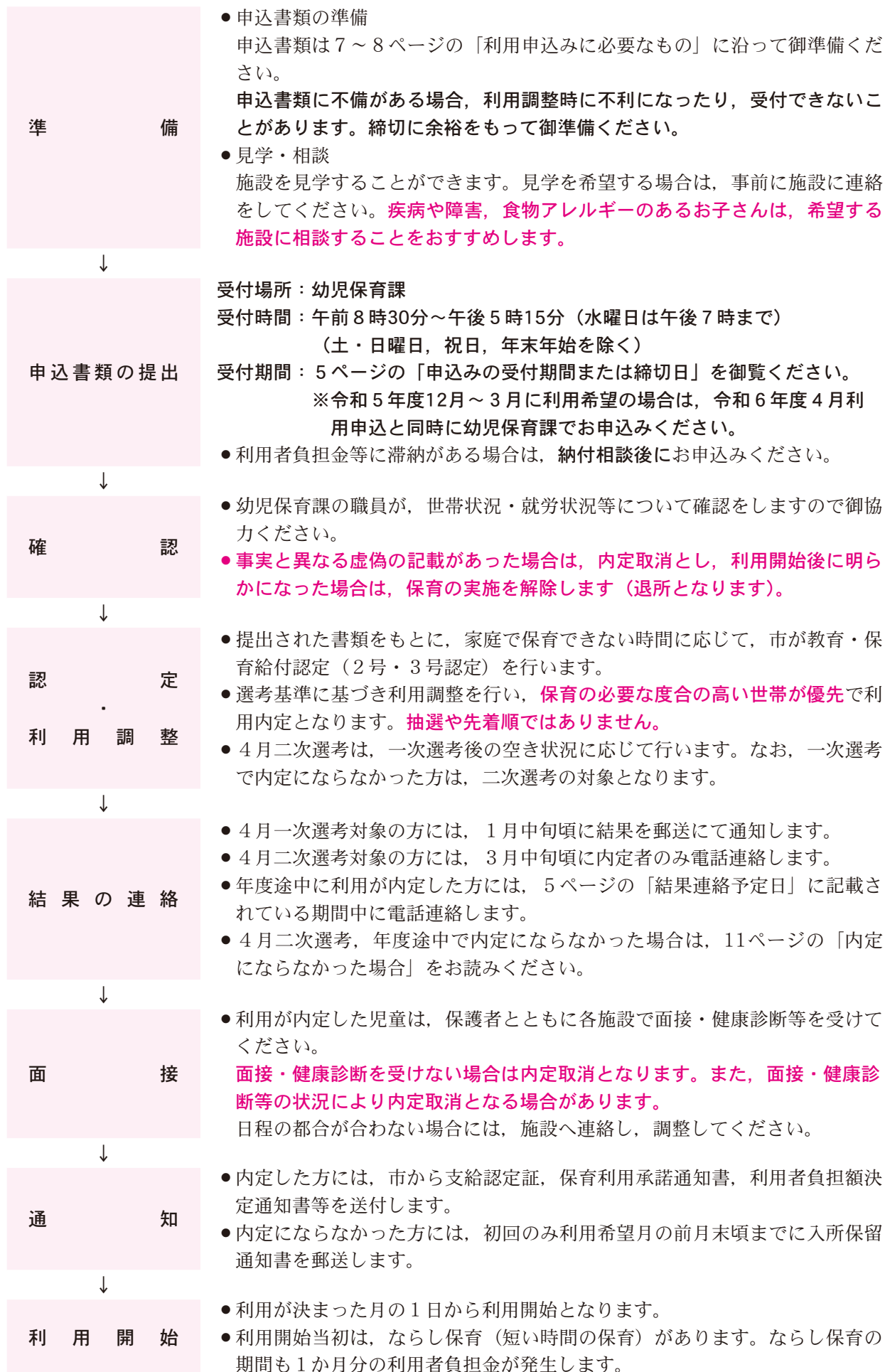
令和7年度4月利用の一次募集期間までに内定にならず、次年度も利用を希望する場合は、令和7年度4月利用の一次募集期間（10月下旬～11月上旬予定）に新たに申込書類の提出が必要です。

参考（令和5年度途中利用の締切日・結果連絡予定日）

利用希望月	締切日	結果連絡予定日
令和5年度11月	令和5年10月10日(火)	10月17日(火)から数日中
12月	11月10日(金)	11月17日(金)から数日中
1月	12月8日(金)	12月15日(金)から数日中
2月	令和6年1月10日(水)	1月17日(水)から数日中
3月	2月9日(金)	2月16日(金)から数日中

令和6年度4月利用の申込みと併せて令和5年度途中利用の申込みが可能です。

申込みから利用開始まで



3 利用申込みに必要なもの

申込書類は、あらかじめ自宅等で御記入ください。※世帯員のマイナンバーの記載欄があります。

全 員 必 要	1 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（変更）申請書																												
	2 保育利用申込書	1～4は、申し込む児童1人につき1枚提出が必要です。また、令和5年度利用申込をする場合は、令和5年度分の提出が必要です。																											
	3 家庭状況等調べ																												
	4 保育利用に関する確認票及び同意書																												
	5 保育の必要性を証明する書類（保護者それぞれ①～⑧のいずれかが必要です。）																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事由</th> <th>必要な書類</th> <th>対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①就労（被雇用者）</td> <td>就労証明書</td> <td>父 母 祖父 祖母</td> </tr> <tr> <td>②就労（自営・農業）</td> <td>就労状況申告書</td> <td>父 母 祖父 祖母</td> </tr> <tr> <td>③求職活動</td> <td>誓約書</td> <td>父 母 祖父 祖母</td> </tr> <tr> <td>④妊娠・出産</td> <td>母子健康手帳の写し（表紙及び分娩予定日のページ）</td> <td>母</td> </tr> <tr> <td>⑤疾病・障害（ア及びイ）</td> <td>ア 申立書 イ 診断書，障害者手帳，療育手帳等の写し（いずれか）</td> <td>父 母 祖父 祖母</td> </tr> <tr> <td>⑥介護・看護（ア及びイ）</td> <td>ア 申立書 イ 診断書，障害者手帳，療育手帳，介護保険被保険者証等の写し（いずれか）</td> <td>父 母 祖父 祖母</td> </tr> <tr> <td>⑦就学（ア及びイ）</td> <td>ア 在学証明書，学生証の写し（いずれか） イ 時間割，カリキュラム（いずれか）</td> <td>父 母 祖父 祖母</td> </tr> <tr> <td>⑧拘禁</td> <td>拘禁を証明する書類</td> <td>父 母 祖父 祖母</td> </tr> </tbody> </table>	事由	必要な書類	対象者	①就労（被雇用者）	就労証明書	父 母 祖父 祖母	②就労（自営・農業）	就労状況申告書	父 母 祖父 祖母	③求職活動	誓約書	父 母 祖父 祖母	④妊娠・出産	母子健康手帳の写し（表紙及び分娩予定日のページ）	母	⑤疾病・障害（ア及びイ）	ア 申立書 イ 診断書，障害者手帳，療育手帳等の写し（いずれか）	父 母 祖父 祖母	⑥介護・看護（ア及びイ）	ア 申立書 イ 診断書，障害者手帳，療育手帳，介護保険被保険者証等の写し（いずれか）	父 母 祖父 祖母	⑦就学（ア及びイ）	ア 在学証明書，学生証の写し（いずれか） イ 時間割，カリキュラム（いずれか）	父 母 祖父 祖母	⑧拘禁	拘禁を証明する書類	父 母 祖父 祖母
	事由	必要な書類	対象者																										
	①就労（被雇用者）	就労証明書	父 母 祖父 祖母																										
	②就労（自営・農業）	就労状況申告書	父 母 祖父 祖母																										
	③求職活動	誓約書	父 母 祖父 祖母																										
④妊娠・出産	母子健康手帳の写し（表紙及び分娩予定日のページ）	母																											
⑤疾病・障害（ア及びイ）	ア 申立書 イ 診断書，障害者手帳，療育手帳等の写し（いずれか）	父 母 祖父 祖母																											
⑥介護・看護（ア及びイ）	ア 申立書 イ 診断書，障害者手帳，療育手帳，介護保険被保険者証等の写し（いずれか）	父 母 祖父 祖母																											
⑦就学（ア及びイ）	ア 在学証明書，学生証の写し（いずれか） イ 時間割，カリキュラム（いずれか）	父 母 祖父 祖母																											
⑧拘禁	拘禁を証明する書類	父 母 祖父 祖母																											
	<p>※利用希望月の1日現在で、満65歳未満の同居（敷地内同居の場合も含む。）の祖父母や、生計同一の同居人（未入籍の場合も含む。）がいる場合は、その方の書類の提出も必要です。</p> <p>※①②の事由に該当する方で、就労見込みの場合や、利用の基準に満たない場合は、③の誓約書の提出も必要です。</p> <p>※就労証明書は、証明日が就労開始前である場合、就労開始後に再度提出する必要があります。</p>																												
	6 マイナンバーの「番号の確認」と「身元の確認」に必要な書類 9ページをお読みください。																												
該 当 者 の み 必 要	7 ひとり親・両親不存世帯の場合																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>児童の状況</th> <th>必要な書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>離婚調停中で、住所と生計が別の場合</td> <td>調停中であることを証明する書類（裁判所が発行）</td> </tr> <tr> <td>その他の場合（ア～ウのいずれか）</td> <td>ア 児童扶養手当証書の写し（支給停止の場合は支給停止通知書の写し） ※水戸市から児童扶養手当を受給している場合は、本市で確認を行うので提出不要です。 イ 遺族年金証書の写し ウ 離婚届受理証明書または戸籍謄本（児童の親権者のもの） ※児童の父母の住所が別々になっていない場合は、ひとり親として取り扱いません。（世帯分離は別々とはみなしません。）</td> </tr> </tbody> </table>	児童の状況	必要な書類	離婚調停中で、住所と生計が別の場合	調停中であることを証明する書類（裁判所が発行）	その他の場合（ア～ウのいずれか）	ア 児童扶養手当証書の写し（支給停止の場合は支給停止通知書の写し） ※水戸市から児童扶養手当を受給している場合は、本市で確認を行うので提出不要です。 イ 遺族年金証書の写し ウ 離婚届受理証明書または戸籍謄本（児童の親権者のもの） ※児童の父母の住所が別々になっていない場合は、ひとり親として取り扱いません。（世帯分離は別々とはみなしません。）																					
	児童の状況	必要な書類																											
	離婚調停中で、住所と生計が別の場合	調停中であることを証明する書類（裁判所が発行）																											
	その他の場合（ア～ウのいずれか）	ア 児童扶養手当証書の写し（支給停止の場合は支給停止通知書の写し） ※水戸市から児童扶養手当を受給している場合は、本市で確認を行うので提出不要です。 イ 遺族年金証書の写し ウ 離婚届受理証明書または戸籍謄本（児童の親権者のもの） ※児童の父母の住所が別々になっていない場合は、ひとり親として取り扱いません。（世帯分離は別々とはみなしません。）																											
		8 生活保護を受けている場合 被保護証明書（生活福祉課で発行）																											
		9 同居の家族に障害等がある方がいる場合 身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳，特別児童扶養手当証書，障害基礎年金証書の写し（いずれか）																											
		10 水戸市外に住民登録をしている方がいる場合（単身赴任等） 住民票の写し（住民登録をしている市区町村で発行） ※国内に住民登録がない方はパスポートの写し（氏名・生年月日・顔写真等のページと最終の日本からの出国記録があるページ）																											

11 申込みをする児童にアレルギーや疾病等がある場合

- 施設利用については本人面接、疾病等の程度、医療行為の有無を考慮したうえで集団生活が可能かどうか判断します。なお、申込みにあたっては、利用希望施設をあらかじめ見学し、相談することをおすすめします。
- 経過観察中の場合にも、必要に応じて提出していただく場合があります。

児童の状況	必要な書類
アレルギー疾患があり、施設利用上、特別な注意が必要な場合	「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」の写し（原本は利用内定時に施設に提出）
障害や疾病がある場合 (アは必須。イは取得している場合のみ)	ア 専門医または専門機関の意見書や診断書等 ※記載内容については事前に幼児保育課にお問合せください。 イ 障害者手帳、療育手帳（取得している場合）の写し

該当者のみ必要

12 令和5年1月1日以降に水戸市に転入した場合

必要な年度		必要な書類	対象者
令和5年1月1日時点の住所登録が市外の場合 ※利用希望月が令和6年9月以降の場合は提出不要です。	令和5年度	① 市区町村民税課税（非課税）証明書（各年の1月1日時点で住民登録があった市区町村で発行） ② 市区町村民税納税通知書の写し ③ 市区町村民税特別徴収税額通知書の写し (①～③のいずれか)	父 母 祖父 祖母
令和6年1月1日時点の住民登録が市外の場合	令和6年度		

※マイナンバーを確認させていただいた方は提出不要です。ただし、住民税の申告を行っていない場合は、マイナンバーを用いて税情報を照会しても税額が確認できませんので、住民税の申告を行ってください。
※生活保護を受けている方は提出不要です。
※市区町村民税非課税者（収入がなかったため扶養に入っていた方を含む。）も非課税証明書を提出してください。
※家計の主となっている人（生計の中心者）が同居の祖父母や親族等（同居所地で世帯分離している世帯を含む。）と判断される場合や、生計同一の同居人（未入籍の場合を含む。）がいる場合は、その方の書類も必要になり、利用者負担金算定の対象となります。

13 水戸市に転入予定の場合

転入予定確認書、現住所地の住民票の写し、転入日と転入先住所が分かるもの（賃貸住宅の契約書または建築確認書の写し等、引き渡し日が分かるもの）
※利用を希望する月の前月末までに水戸市への転入手続きが完了することが確実な場合は、転入前でも幼児保育課で利用申込みの受付が可能です。ただし、転入日が確実になってからの受付となります。

任意

14 児童手当等に係る保育料等の徴収に関する申出書

水戸市では、児童手当受給者が利用者負担金等を滞納している場合に、児童手当受給者の申出により児童手当から徴収する制度を実施しております。詳しくは16ページの4-8を御覧ください。

- 発行や準備が間に合わない書類がある場合は、申込み締切日までに幼児保育課へ御相談ください。
- きょうだい水戸市内の認定こども園（2号・3号）・保育所・地域型保育事業を利用中の場合
4月利用申込 5は、きょうだいの継続入所確認書に添付したものの写しを御提出ください。7～10及び12は、提出不要です（ただし、7～10は、きょうだいの継続入所確認書には添付してください）。
年度途中利用申込 5、7～10及び12は、内容に変更がない場合提出不要です。
※きょうだいが令和6年度に利用しない（していない）場合、きょうだいの利用に関する書類として未提出である、または、不備がある場合は、該当する書類を御準備ください。
- 調査の結果、必要に応じて提出書類を追加していただく場合があります。指定する締切日までに幼児保育課へ提出してください。

◆保育所等の利用申込み手続きには、マイナンバーの記載が必要です。

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、利用申込み手続きに必要な書類の一つである「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（変更）申請書」に、マイナンバーの記載が必要となります。

「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（変更）申請書」を提出する際は、マイナンバーを記載していただくとともに、「番号の確認」と「身元の確認」が必要となりますので、次の書類を窓口にご持参いただきますようお願いします。

●マイナンバーを記載する方

世帯員全員分

●御持参いただくもの（「番号の確認」と「身元の確認」の書類）

1. 「番号の確認」に必要な書類…世帯員全員分

同一の世帯員について、それぞれ下記①～④までのいずれかの原本または写しを御持参ください。

- | |
|---|
| ①マイナンバーカード（個人番号カード）【写しの場合は、裏面（個人番号記載面）をコピーしてください】 |
| ②通知カード |
| ③住民票の写し（マイナンバーが記載されたもの） |
| ④住民票記載事項証明書（マイナンバーが記載されたもの） |

※「個人番号通知書」については、お問合せください。

※提示や提出が困難な場合は、お問合せください。

2. 「身元の確認」に必要な書類…申請者（保護者）または代理で申請に来庁した方のもの

申請者（保護者）または代理で来庁した方の書類等で、下記①または②いずれかの原本または写しを御持参ください。

代理で来庁した方の場合は、申請者からの委任状も必要です。

- | |
|---|
| ①写真表示がある書類の場合は1点
マイナンバーカード表面（顔写真表示面）、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書、運転経歴証明書 |
| ②写真表示のない書類の場合は2点以上
健康保険被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 |

※提示や提出が困難な場合は、お問合せください。

※手続きについて御不明な点がある場合は、お問合せください。

広域利用

転入または転出予定の場合や、里帰り出産、住所地と就労先の市区町村が異なる場合などに、住民登録がない市区町村の施設を利用できる制度があります。

水戸市外に住民登録があり、市内の施設の利用を希望する方

	転入予定の方	転入予定以外の方
受付場所	<p>ア 水戸市幼児保育課 (転入先住所と転入日が確実な場合)</p> <p>または</p> <p>イ 住民登録がある市区町村の担当課</p>	住民登録がある市区町村の担当課
受付期間	<p>5ページの「申込みの受付期間または締切日」を御確認ください。</p> <p>※住民登録がある市区町村からの申込みの場合、申込み締切日までに水戸市幼児保育課に申込書類が届いている必要があります。締切日に余裕を持って住民登録がある市区町村に提出してください。</p>	
利用申込みに必要なもの	<p>アの場合 7～9ページ参照</p> <p>イの場合 ①～③を住民登録がある市区町村に提出</p> <p>①住民登録がある市区町村指定の書類</p> <p>②転入日と転入先住所が分かるもの（賃貸借契約書や建築確認書の写し等）</p> <p>※提出がない場合、転入予定とみなせず、選考上不利になる場合があります。</p> <p>③祖父母が保育できないことを証明する書類（利用希望月の1日時点で満65歳未満の同居祖父母がいる場合のみ）</p>	<p>①～②を住民登録がある市区町村に提出</p> <p>①住民登録がある市区町村指定の書類</p> <p>②祖父母が保育できないことを証明する書類（利用希望月の1日時点で満65歳未満の同居祖父母がいる場合のみ）</p>
備考	<p>アの場合</p> <p>利用月前月末までに転入手続きを完了してください。転入手続きが完了していない場合、内定取消となります。</p> <p>イの場合</p> <p>転入後、ただちに水戸市の申込書等の提出が必要です。幼児保育課で手続きをしてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●原則として、保護者の就労先または祖父母の居住地が水戸市にあることが必要です。 ●原則として、水戸市民から先に利用調整を行い、受入れ枠に余裕がある場合に、他市区町村の方を利用内定とします。
	<ul style="list-style-type: none"> ●水戸市で定める保育を必要とする事由の基準を満たす必要があります。（3ページ参照） ●利用希望施設は5か所まで選べます。ただし、住民登録がある市区町村で受付の場合、住民登録がある市区町村で制限がある場合があります。 	

水戸市内に住民登録があり、市外の施設の利用を希望する方

受付場所	水戸市幼児保育課
申込みの締切日	<p>利用を希望する施設がある市区町村の締切日の10日程度前まで</p> <p>※利用を希望する施設がある市区町村の担当課に、事前に締切日を確認してください。</p>
申込みに必要なもの	<p>①転出予定の場合は、転出日と転出先住所が分かるもの</p> <p>※提出がない場合、選考上不利になる場合があります。</p> <p>②その他、利用を希望する施設がある市区町村独自の書類が必要になる場合があります。</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> ●利用調整は、施設がある市区町村に住民登録がある方を優先することが一般的です。 ●市外からの利用を受入れていない施設もあります。事前に受入れ状況等について、希望する施設がある市区町村の担当課へお問合せください。 ●転出予定の場合、転出後、ただちに転出先市区町村への申込書等の提出が必要ですので、転出先市区町村の担当課で手続きしてください。

選考基準

	世帯の状況	保護者の状況 (就労の事由の場合)	きょうだいの保育状況
高い ↑ 優先度 ↓ 低い	<ul style="list-style-type: none"> ・両親不存在世帯 ・ひとり親世帯 ・父母と児童のみの世帯 ・同居または近隣に保育を期待できる親族がいる世帯 	<ul style="list-style-type: none"> ・産休・育休明け ・就労中 (日数・時間により変動) ・就労先内定 ・求職活動中 	<ul style="list-style-type: none"> ・きょうだい既に認可保育所を利用している ・申込み児童以外の未就学児を家庭で保育できる
<p>[その他の配慮事項]</p> <p>産休・育休のため退所した児童が再度施設の利用を希望する場合、住所及び生計同一者に入院中の方や障害のある方がいる世帯、父または母が単身赴任中、利用中の施設が希望月以降継続利用不可等</p>			

内定にならなかった場合

1 希望月に利用開始できない場合があります

保育の必要な度合を点数化して、利用調整を行い、優先度が高い児童から利用内定とします。施設の受入れ状況や、申込みの状況によって、希望する施設を希望月から利用できない場合があります。**長期間利用待ちとなっていることや、申込みをした順番は、内定の可否には関係しません。**

2 内定にならなかった場合の通知

初回申込月分のみ利用希望月の前月末頃までに「入所保留通知書」を郵送します。ただし、保育利用申込書の利用希望施設名欄に記入した施設に利用内定となった後、私的理由で内定を取り下げた場合や、保育利用申込書を受付期間内に提出しなかった場合には発行できません。

初回申込月分だけでなく、育児休業の延長等の手続きのため入所保留通知書の発行を希望する場合は、5ページの「結果連絡予定日」以降に幼児保育課に御連絡ください。後日窓口でお渡しします。郵送を御希望の場合は、84円切手を貼った返信用封筒を同封のうえ郵送でお申込みください（書式は問いません）。

3 利用希望月翌月以降の申込みの取扱い

- 利用希望月の翌月以降も、月1回利用調整を行い、**利用内定の場合のみ**幼児保育課から電話連絡します。
- **令和5年度分申込書の有効期限：令和6年3月入所分まで**
令和6年度分申込書の有効期限：令和7年3月入所分まで
- **令和7年度4月利用の一次募集期間までに内定にならず、次年度も利用を希望する場合は、令和7年度4月利用の一次募集期間に再度申込みが必要です。**令和7年度4月利用申込みについては、詳細が決まり次第「広報みと」や水戸市ホームページ等でお知らせします。

幼児保育課に連絡が必要なとき

申込みを済ませた後も、次の場合には必ず幼児保育課へ連絡してください。連絡がない場合、申込時の状況のまま選考が続きます。

①申込みを取り下げるとき（申込み意思（理由）がなくなったとき）

②就労状況が変わったとき ————— 【例】退職・転職・勤務時間変更・就労内定

③世帯状況が変わったとき ————— 【例】祖父母との同居・離婚・婚姻

④市外へ転出することになったとき

⑤妊娠したとき

⑥児童の保育状況や、健康状態が変わったとき ————— 【例】認可外保育施設利用・一時預かり利用・幼稚園入園・児童を保育していた祖父母の都合が悪くなった・アレルギーがあることが判明した・入院や手術を伴う病気や怪我をした

⑦希望する施設や、希望する利用月を変更するとき

⑧住所、電話番号が変わったとき

4 利用者負担金について

4-1 利用者負担金の算定方法（0歳～2歳児）

- ① 利用者負担金は、認定区分ごとに保護者の市区町村民税課税状況と児童の年齢（令和6年4月1日現在の満年齢）、保育必要量（保育標準時間または保育短時間）により階層区分に分けて市が決定します。毎年度見直しを行うほか、算定の基礎となる課税年度の見直しを行うことによって、9月から利用者負担金が変更になることがあります。

利用者負担金と課税年度

月（令和6年度）	利用者負担金算定の基礎となる市区町村民税の課税年度
4月～8月	令和5年度（令和4年1月から令和4年12月までの収入から計算されます。） ※令和5年1月1日時点で水戸市外に住民登録していた方は、令和5年度の課税証明書等を提出していただきます。ただし、マイナンバーで確認できる場合は提出不要です。
9月～3月	令和6年度（令和5年1月から令和5年12月までの収入から計算されます。） ※令和6年1月1日時点で水戸市外に住民登録していた方は、令和6年度の課税証明書等を提出していただきます。ただし、マイナンバーで確認できる場合は提出不要です。

- ② 市区町村民税所得割課税額は、調整控除を除く税額控除（住宅借入金特別税額控除、配当控除、寄付金控除等）を適用する前の額を用いて算定します。
- ③ 家計の主となっている人（生計の中心者）が同居の祖父母や親族等（同住所地で世帯分離している世帯を含む。）と判断される場合や、生計同一の同居人（未入籍の場合を含む。）がいる場合は、その方も利用者負担金算定の対象となります。
- ④ 保護者の市区町村民税が確認できない場合は、該当年齢の最高額で仮算定する場合があります。課税額が確認でき次第本算定の事務を行います。本算定により正式に決定した利用者負担金が利用開始月にさかのぼり適用され、過不足が生じた場合は、本算定月以降調整（増額、減額）します。年度途中（利用開始後）に、修正申告や更正の請求等により、課税額が変更になった場合は、利用者負担金の見直しを行いますので、幼児保育課へ御連絡ください。ただし、令和6年度分利用者負担金については令和6年度中（令和7年3月末まで）に御連絡いただかないと変更できません。
- ⑤ 利用者負担金のほかに、通園バス代、制服代、給食費（3歳以上）、教材費等は、保護者の負担となります。保護者負担の費用については、各施設・事業所にお問合せください。
- ⑥ 利用者負担金は、原則として日割りでの算定は行いません。

4-2 利用者負担金の減免

災害や生活困窮等により利用者負担金を減免できる場合があります。詳しくは幼児保育課へお問合せください。

4-3 基準額表

利用を希望する施設・事業ごとに基準額表が異なります。

<u>幼稚園・認定こども園（幼稚園機能部分）</u> を利用する場合	…①（13ページ）
<u>家庭的保育事業</u> を利用する場合	…②（13ページ）
<u>保育所・認定こども園（保育所機能部分）・小規模保育事業</u> を利用する場合	…③（14ページ）

① 幼稚園・認定こども園（幼稚園機能部分）を利用する場合

幼児教育・保育の無償化により、利用者負担金はかかりません。

ただし、通園バス代、制服代、給食費、教材費等は、無償化の対象外となり、保護者の負担となります。保護者負担の費用については、各施設にお問合せください。

② 家庭的保育事業を利用する場合の基準額表

(単位：円)

教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担金の額（月額）		第1子・第2子のカウント方法
階層区分	定義	右記以外	ひとり親等世帯 (15ページ参照)	
第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）		0	保護者と生計が同一の子等（年齢は問いません。15ページ参照）について、最年長の子から第1子、第2子と数えます。第3子以降の利用者負担金はかかりません。 下記を御覧ください。
第2	市区町村民税非課税世帯		0	
第3	市区町村民税均等割の額のみ の世帯	9,000 (4,500)	0	
	市区町村民税所得割の額が 48,600円未満の世帯		4,000 (0)	
第4	市区町村民税所得割の額が 48,600円以上77,101円未 満の世帯	19,000 (9,500)	7,000 (0)	
	市区町村民税所得割の額が 77,101円以上97,000円未 満の世帯		19,000 (9,500)	
第5	市区町村民税所得割の額が 97,000円以上169,000円未 満の世帯		29,000 (14,500)	
	市区町村民税所得割の額が 169,000円以上の世帯			

() 内は第2子の徴収額

- 利用者負担金は4月1日現在の年齢で算定しますので、年度途中で満3歳になっても無償化の対象にはなりません。

※市区町村民税所得割の額が169,000円以上の世帯の第1子・第2子のカウント方法について

保護者と生計が同一の子等（年齢は問いません。15ページ参照）について、最年長の子から数えて第3子以降の利用者負担金はかかりません。

同一世帯から2人以上の児童が保育所・幼稚園・認定こども園・特定地域型保育事業（家庭的保育事業・小規模保育事業等）・企業主導型保育事業を利用、特別支援学校幼稚園・児童心理治療施設に入所または児童発達支援・医療型児童発達支援を利用している場合、利用者負担金の額は、年齢が高い児童から順に基準額、半額、無料となります。ただし、同一世帯で特別支援学校幼稚園・児童心理治療施設に入所、児童発達支援・医療型児童発達支援を利用している児童がいる場合、利用者負担金の軽減のためには、在園証明書等の提出が必要です。

③ 保育所・認定こども園（保育所機能部分）・小規模保育事業を利用する場合の基準額表

【利用年度の4月1日現在で満0歳から満2歳までの児童】

(単位：円)

教育・保育給付認定子どもの 属する世帯の階層区分		利用者負担金の額（月額）				第1子・第2子の カウント方法
階層 区分	定 義	右記以外		ひとり親等世帯 (15ページ参照)		
		保育標準 時 間	保育短 時 間	保育標準 時 間	保育短 時 間	
第1	生活保護法（昭和25年法律 第144号）による被保護世 帯（単給世帯を含む。）	0	0	0	0	保護者と生計が同一 の子等（年齢は問い ません。15ページ 参照）について、最 年長の子から第1子、 第2子と数えます。 第3子以降の利用者 負担金はかかりませ ん。
第2	市区町村民税非課税世帯	0	0	0	0	
第3	市区町村民税均等割の額 のみの世帯	10,000 (5,000)	9,000 (4,500)	0 (0)	0 (0)	
第4	市区町村民税所得割の額が 48,600円未満の世帯	14,000 (7,000)	13,000 (6,500)	7,000 (0)	6,000 (0)	
第5	市区町村民税所得割の額が 48,600円以上63,000円未 満の世帯	20,000 (10,000)	19,000 (9,500)	8,000 (0)	7,000 (0)	
第6	市区町村民税所得割の額が 63,000円以上77,101円未 満の世帯	26,000 (13,000)	25,000 (12,500)	8,000 (0)	7,000 (0)	
第7	市区町村民税所得割の額が 77,101円以上97,000円未 満の世帯	28,000 (14,000)	27,000 (13,500)	28,000 (14,000)	27,000 (13,500)	
第8	市区町村民税所得割の額が 97,000円以上136,000円未 満の世帯	36,000 (18,000)	35,000 (17,500)	36,000 (18,000)	35,000 (17,500)	
第9	市区町村民税所得割の額が 136,000円以上169,000円 未満の世帯	42,000 (21,000)	41,000 (20,500)	42,000 (21,000)	41,000 (20,500)	
第10	市区町村民税所得割の額が 169,000円以上235,000円 未満の世帯	52,000 (26,000)	51,000 (25,500)	52,000 (26,000)	51,000 (25,500)	
第11	市区町村民税所得割の額が 235,000円以上301,000円 未満の世帯	54,000 (27,000)	53,000 (26,500)	54,000 (27,000)	53,000 (26,500)	
第12	市区町村民税所得割の額が 301,000円以上397,000円 未満の世帯	56,000 (28,000)	55,000 (27,500)	56,000 (28,000)	55,000 (27,500)	
第13	市区町村民税所得割の額が 397,000円以上の世帯	58,000 (29,000)	57,000 (28,500)	58,000 (29,000)	57,000 (28,500)	

() 内は第2子の徴収額

■利用者負担金は4月1日現在の年齢で算定しますので、年度途中で満3歳になっても無償化の対象にはなりません。

【利用年度の4月1日現在で満3歳以上の児童】

幼児教育・保育の無償化により、利用者負担金はかかりません。

ただし、制服代、給食費、教材費等は、無償化の対象外となり、保護者の負担となります。

保護者負担の費用については、各施設・事業所にお問合せください。

4-4 ひとり親等世帯の利用者負担金の軽減措置について

ひとり親世帯や、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者が世帯にいる場合、または生活保護法に定める要保護者に準じる程度に困窮していると市長が認めた世帯の場合は、一定の階層区分に該当する場合に限り軽減措置があります。

4-5 生計が同一の子等について

保護者が監護し、生計が同一の子であれば、年齢にかかわらず対象となります。

同居を要件とするものではないため、勤務や就学、療養等の都合で別居となっている場合であっても、常に生活費等の送金が行われているような場合には「生計を同一にする」ものとして取り扱います。ただし、保護者と別住所に住民登録がある場合は、生計を同一にすることが確認できないため、別途生計を同一にすることが確認できる書類等の提出が必要になる場合があります。世帯に該当者がいる場合は、直接幼児保育課にお問合せください。

4-6 副食費の徴収免除について

3歳以上の児童の給食費のうち、副食費（おかず、おやつ代）について、市区町村民税所得割額が57,700円未満の世帯（教育標準時間認定（1号認定）またはひとり親等世帯については、77,101円未満の世帯）は徴収が免除されます。徴収免除の対象者には、幼児保育課から通知します。また、教育標準時間認定（1号認定）で同一世帯に小学校1年生から3年生までの兄弟または保育所等（※）を利用する兄弟が2人以上いる場合や、保育認定（2号認定）で保育所等を利用する兄弟が2人以上いる場合についても、徴収が免除されます。

※保育所等については、13ページの「市区町村民税所得割の額が169,000円以上の世帯の第1子・第2子のカウント方法について」に記載された施設と同じです。

4-7 利用者負担金等の納入について

利用者負担金等の支払先

施設等 費用	水戸市立 保育所・認定こども園	民間保育所	私立認定 こども園	地域型保育事業 〔家庭的保育事業 小規模保育事業等〕	水戸市外の 公立保育所・ 認定こども園
利用者負担金	水戸市	水戸市	利用施設等		施設が所在 する市町村
給食費		利用施設等			

利用者負担金の支払時期・支払方法

支払先 内容	水戸市	利用施設等	施設等が所在 する市町村
支払時期 と方法	当月分を当月末日※に口座から振替 ます。	支払先にお問合せください。	

※ 12月のみ25日。振替日が土日祝日にあたるときは金融機関の翌営業日に振り替えます。

● 市立保育所・市立認定こども園・民間保育所

- ① 毎月の納期限は、その月の末日となります（12月のみ25日）。月末日が土・日曜日、祝日に当たるときは、その翌営業日が納期限となります。
- ② 利用者負担金および市立保育所・認定こども園の副食費は、口座振替または納入通知書により納めていただきます。水戸市では口座振替による納付を推奨しております。
- ③ 口座振替については、次のいずれかの方法で手続きをしてください。
 - ・口座振替申込書を取扱金融機関窓口にて提出
 - ・キャッシュカードを持参のうえ、幼児保育課窓口にて手続き（一部金融機関に限る。）
- ④ 振替日は、納期限と同日です。口座振替を御利用の方は、振替日に、指定した預貯金口座から自動的に納付されます。納期限の日に残高不足で振替ができなかった場合は、約10日後に再振替を行います。
- ⑤ 保育所は、保護者の皆様に納めていただく利用者負担金と国、県、市の公費によって運営されています。利用者負担金の滞納は、公平性を欠くだけでなく、保育所の健全な運営に支障をきたすこととなります。利用者負担金の滞納がある場合、法令に基づき、児童手当からの特別徴収の方法による徴収や、給与、不動産、預金等の財産を調査し、差押えをする場合がありますので、必ず期限内に納めてください。

● 私立認定こども園・家庭的保育事業・小規模保育事業

利用者負担金は、利用する施設・事業所に直接納めていただきます。詳しくは各施設・事業所にお問合せください。

4-8 児童手当からの徴収について

● 申出による利用者負担金等の徴収について

水戸市では、児童手当受給者が利用者負担金等を滞納している場合に、児童手当受給者の申出により児童手当から徴収する制度を実施しております。

申出書を提出していただくことにより、利用者負担金等の滞納分を児童手当から徴収いたします。納付している多くの方々との公平性を図るため、可能な限り提出に御協力ください。なお、申出書を提出した場合でも滞納が発生しない限り、児童手当から徴収することはありません。

支給される児童手当の全額または一部を滞納している利用者負担金等に充てます。

徴収は、保育所等利用中の児童分の児童手当だけでなく、保育所等を利用していない児童分の児童手当も対象となります。支給される児童手当の金額が、滞納している利用者負担金等を上回る場合、滞納額を差し引いた残額は児童手当として支給されます。

1回の支給日で滞納額の全額を徴収できない場合は、次回以降の支給日でも引き続き徴収を行います。滞納が無くなった時点で徴収は終了しますが、再度滞納が発生した場合には徴収を再開します。

申出の撤回または申出内容の変更をする場合は、児童手当の支給月の前月の20日まで（ただし、2月、6月、10月以外の月に児童手当が支給される場合は、児童手当支給月の6日まで）に、手続きが必要となります。

● 特別徴収の方法による利用者負担金の徴収について

水戸市では、一定期間利用者負担金を滞納している保護者を対象に、特別徴収の方法による利用者負担金の徴収を実施しております。

特別徴収の方法による利用者負担金の徴収とは、児童手当法第22条に基づき、児童手当受給者の同意を必要とせず、滞納となっている保育所利用者負担金に、児童手当を充当できる制度です。

5 利用開始後の諸手続き

利用開始後に、次のようなケースに該当する場合は、認定区分（1号・2号・3号認定）や利用者負担金に変更となる場合がありますので、それぞれ手続きしてください。

なお、正当な理由なく変更の申請を行わない場合は、教育・保育給付認定の取消しを行うことがあります（施設の利用には教育・保育給付認定が必要です）。

<手続き一覧> 各書類は幼児保育課に提出してください。

手続きが必要なケース	幼稚園・認定こども園（幼稚園機能部分）利用の1号認定の方	保育所・認定こども園（保育所機能部分）利用の2号認定の方	保育所・認定こども園（保育所機能部分）・地域型保育事業利用の3号認定の方
①求職活動中・利用基準に満たない就労で利用開始した場合	—	・利用開始後3か月以内に、利用基準を満たした就労を開始し、就労証明書を提出してください。	
②就労見込で利用開始した場合	—	・利用開始後3か月以内に、就労開始後の就労証明書を提出してください。	
③保育の必要な事由や保育必要量を変更する場合	—	・変更後の保育の必要性を証明する書類（7ページ参照）を提出してください。 ※書類の提出があった月の翌月から変更可能です。	
④婚姻・離婚・同居等で世帯構成に変更が生じた場合	・家庭状況等変更届を提出してください。		
⑤年齢が上がる場合	—	—	・満3歳に達したときは、水戸市が職権により2号認定に変更し、2号認定の支給認定証を交付します。 ・3号認定の支給認定証を返却してください。 ※ただし、利用者負担金は4月1日現在の年齢で算定しますので、年度途中で認定区分が変更（3号認定から2号認定）になっても無償化の対象にはなりません。
⑥利用施設の変更（転園）を希望する場合 ※利用希望施設の空き状況により希望月に変更（転園）できない場合があります。	1号の施設へ変更 ・各施設で利用中止、利用の手続きをしてください。	1号の施設へ変更 ・保育利用中止届を提出してください。 ・各施設で利用の手続きをしてください。	・特定教育・保育施設等変更申請書を提出してください。（育児休業中の変更（転園）はできません。）
	2号の施設へ変更 ・各施設で利用中止の手続きをしてください。 ・7～8ページの必要な書類を幼児保育課に提出してください。	2号の施設へ変更 ・特定教育・保育施設等変更申請書を提出してください。（育児休業中の変更（転園）はできません。）	
⑦同一認定こども園で教育・保育給付認定区分を変更したい場合	2号へ変更 ・7～8ページの必要な書類を幼児保育課に提出してください。	1号へ変更 ・保育利用中止届を提出してください。 ・施設型給付費・地域型給付費等教育・保育給付認定（変更）申請書を施設に提出してください。	—
⑧保育の必要性がなくなった場合 （児童を家庭で保育できるようになった場合）	・保育の必要性は関係ありませんので、引き続き利用できます。	・保育利用中止届を提出してください。 ・幼稚園・認定こども園（幼稚園機能部分）を利用する場合は各施設へ申し込んでください。	・保育利用中止届を提出してください。
⑨長期にわたり利用しない場合	・各幼稚園・認定こども園へお問合せください。	・保育利用中止届を提出してください。再度利用を希望する場合は、申込みが必要となります。ただし、希望月に利用できない場合があります。	
⑩市区町村民税の税額が変わる場合	・利用者負担金等が変更になる可能性があります。幼児保育課へ御連絡ください。		
⑪市外へ転出する場合 ※現在利用している施設を引き続き利用する場合も、手続きは必要です。	・退園する場合は、各施設で利用中止の手続きをしてください。 ・転出先でも幼稚園等を希望する場合、転出先市区町村へお問合せください。	・保育利用中止届を提出してください。 ・転出先でも保育所等の利用を希望する場合、転出先市区町村へお問合せください。	
⑫支給認定証を破損したり、紛失した場合	・再交付いたしますので、教育・保育給付認定再交付申請書を提出してください。		

表に記載されている事項は、代表的な事例です。記載事項以外の事例や、御不明な点については幼児保育課へお問合せください。

6 Q & A

1 利用について

Q1 利用する施設を選ぶため、施設の見学はできますか？**A1** 見学できます。保護者の方が各施設に連絡をして、見学日を調整してください。**Q2** 施設・事業所を利用したい場合、どこに申込むのですか？**A2** 幼稚園・認定こども園（幼稚園機能部分）の利用については、各施設に直接お申込みください。詳しくは4ページを御覧ください。

認定こども園（保育所機能部分）・保育所・家庭的保育事業・小規模保育事業の利用については、幼児保育課へお申込みください。詳しくは5ページ、6ページを御覧ください。

2 幼稚園・認定こども園（幼稚園機能部分）について

Q3 幼稚園・認定こども園（幼稚園機能部分）では遅くまで預かってもらうことができますか？**A3** 教育標準時間の前後に、各施設が設定した時間内で「預かり保育」を実施しています。実施時間・料金等については、下記にお問合せください。

市立幼稚園・認定こども園 … 幼児保育課

私立幼稚園・認定こども園 … 各施設

3 認定こども園（保育所機能部分）・保育所・家庭的保育事業・小規模保育事業について

Q4 申込みは、早く届け出たほうが有利なのですか？**A4** いいえ。利用の決定は先着順ではありません。締切日までに申込みをしていただければ、申込み順は利用の可否に関係しません。ただし、締切日間近は窓口が混雑します。また、世帯によっては他市区町村や勤務先から書類を取り寄せていただく場合もありますので、申込書類は締切に余裕をもって御準備ください。**Q5** 申込みをすれば、必ず利用できますか？**A5** 希望の施設の申込み数が受入れ可能な人数を超えている場合や、利用基準に該当しない場合には、利用できないことがあります。**Q6** 申込みをしたのですが、希望月に利用できませんでした。その場合は、再度申込書類を提出するのですか？**A6** 提出いただいた申込書類は、年度内は有効です。翌月以降も利用調整の対象となります。令和7年度4月利用の一次募集期間までに内定ならず、令和7年度も利用を希望する場合は新たに申込書類の提出が必要です。また、11ページ「幼児保育課に連絡が必要なとき」に掲げる事由に該当する場合は必ず幼児保育課へ御連絡ください。**Q7** 都合により施設を2～3か月ほど休みたいのですが、利用者負担金を支払えば休んでいる間も在籍することは可能ですか？**A7** いいえ。施設は利用者負担金だけではなく、国・県・市からの公費をもとに運営しているため、家庭で保育可能な児童は在籍することができません。長期間休む場合には、退所（園）していただくこととなりますので、保育利用中止届を幼児保育課に提出してください。

Q 8 公立と民間の保育所では利用者負担金の金額は異なりますか？

A 8 保育所は、公立も民間も利用者負担金は同額です。ただし、延長保育料や制服等の諸費用について、各施設ごとにかかる費用がありますので、詳細は希望する施設へ直接お問合せください。

Q 9 利用希望施設は、認定こども園（保育所機能部分）・保育所・家庭的保育事業・小規模保育事業の中から異なる種類の施設・事業所を同時に申し込むことは可能ですか？

A 9 はい。第1希望から第5希望の中で認定こども園（保育所機能部分）・保育所・家庭的保育事業・小規模保育事業を同時に申し込むことが可能です。利用調整は施設の種類にかかわらず、合わせて行います。

Q 10 父親が転職して収入が減り、利用者負担金を支払うことが難しくなりました。どうしたらよいですか？

A 10 災害や生活困窮等により減免の対象となる場合があります。また、納付相談を実施しておりますので、幼児保育課に御相談ください。

Q 11 きょうだいと一緒に利用した場合、利用者負担金は安くなりますか？

A 11 多子軽減として、第2子以降について利用者負担金が減額されます。詳しくは13～15ページを御覧ください。

Q 12 水戸市内に住んでいますが、職場への通勤の都合上、水戸市外の保育所等の利用を考えています。申し込み手続きはどのようにすればよいですか？

A 12 申込みは、市内施設の手続きと同様に、水戸市幼児保育課で受付けます。ただし、締切日は市区町村によって異なります。事前に締切日や受入れ状況等について希望する施設がある市区町村の担当課に直接お問合せください。詳しくは10ページを御覧ください。

Q 13 パートで1日4時間、週3日働くこととなりました。保育所・認定こども園（保育所機能部分）・家庭的保育事業・小規模保育事業への申込みはできますか？

A 13 申込みは可能です。ただし、就労事由で保育所等を利用する場合、月64時間以上の就労が必要です。この基準を満たさないまま利用を開始した場合、利用開始日から起算して90日を迎える日の属する月の末日で実施期間が終了します。引き続き利用を希望する場合は、実施期間の終了日までに基準を満たした就労を開始し、基準を満たした就労証明書を提出してください。また、利用の基準に該当しない場合は、幼稚園・認定こども園（幼稚園機能部分）、一時預かり、認可外保育施設等の利用を御検討ください。

Q 14 保育施設を利用している児童がありますが、父母が離婚して、母子は母方実家で祖父母と同居することとなりました。何か必要な手続きはありますか？

A 14 離婚が成立し、父母の住所が別々になり次第、幼児保育課窓口で家庭状況等変更届を提出してください。あわせて、ひとり親世帯であることを証明する書類の提出が必要です。また、祖父母と同居後、祖父または祖母どちらかが生計の中心者と判断される場合、その方も利用者負担金算定の対象となります。

Q15 保育標準時間の認定を受けましたが、保育標準時間の1日上限である11時間を常時利用できるのですか？

A15 いいえ。常時上限まで利用できるとは限りません。就労等の事由により、保育が必要な時間に応じて利用していただきます。

Q16 入所児童の年齢が満3歳に達したときは、水戸市が職権により教育・保育給付認定を3号認定から2号認定へ変更しますが、利用者負担金も3歳児の金額に変更となりますか？

A16 いいえ。利用者負担金は、4月1日現在の満年齢に応じた金額が1年間適用されます。

Q17 現在、育児休業を取得していて、職場復帰を控えています。ならし保育があると聞いたのですが、ならし保育の期間はどのくらいですか？また、職場復帰のどのくらい前から利用が可能なのですか？

A17 ならし保育は利用開始日から始まり、おおむね2週間程度です。ただし、各施設の方針や児童の慣れ具合によって、ならし保育の期間は異なります。育児休業からの復職により利用する場合、利用開始月の翌月15日までに復職する必要があります。利用希望可能月は下記のとおりです。

- 1日～15日に職場復帰 … 前月の1日から利用希望可能
- 16日～月末に職場復帰 … 当月の1日から利用希望可能

Q18 保育施設を利用しており、今後出産を予定しています。何か必要な手続きはありますか？

A18 母子健康手帳の写し（表紙と分娩予定日が記載されたページ）を幼児保育課に御提出ください。自営業・内職の方は、仕事に復帰するまでに産後8週を超える期間がある場合は、一旦退所して御家庭で保育していただきます。産後8週を経過してすぐに仕事に復帰する場合は、新たに出生した子の保育状況について確認をしますので、幼児保育課に御連絡ください。

育児休業を取得する方は、育児休業中の継続利用ができます。産後8週以内に、育児休業等取得証明書または育児休業の期間の承認を証明する辞令等の写しを持って、幼児保育課窓口で利用中の児童の継続利用の申請をしてください。

一旦退所して育児休業明けに再利用を希望する場合は、中止する月の末日までに、保育利用中止届と保育再利用申込予定届を提出してください。

Q19 利用調整は、第1希望で申し込んでいる児童から行うのですか？

A19 いいえ。希望順位に関わらず、各施設を申し込んでいる全ての児童について選考を行い、保育の必要な度合の高い児童から利用内定となります。

Q20 現在、求職活動事由、保育短時間の認定を受けて施設を利用していますが、就労を開始しました。保育標準時間への変更は可能ですか？

A20 月120時間以上の就労であれば、保育標準時間への変更が可能です。ただし、就労証明書を幼児保育課へ御提出いただいた月の翌月から変更になります。

※施設の開設時間によっては、標準時間に変更できない場合があります。水戸市内の施設を利用している場合、幼稚園型認定こども園（赤塚幼稚園、渡里幼稚園、あさひ幼稚園、（仮）みどり幼稚園除く）と家庭的保育事業を利用している場合は変更できません。

表の見方

① 給食

給食の取扱いは施設により異なります。各施設の取扱いは「給食」の項目を参照してください。

1号・2号認定（利用年度の4月1日時点で満3歳以上の児童）については、給食費は幼児教育・保育の無償化の対象外のため保護者負担となります。給食費の金額は施設により異なります。「完全給食」の施設は主食と副食（おかず・おやつ）を施設で提供します。

世帯状況によっては、副食費が徴収免除となります。副食費の徴収免除については、15ページを参照してください。

なお、0歳～2歳児については完全給食で、費用は利用者負担金に含まれます。

② 園庭開放

施設に在籍していない児童とその保護者が施設に来所（園）し、在籍園児と一緒に遊ぶ事業です。

③ 預かり保育（幼稚園・認定こども園）

実施施設に在籍している児童が対象です。教育標準時間の前後に、時間を延長してお預かりする事業です。

④ 一時預かり（認定こども園（幼保連携型）・保育所）

幼稚園・認定こども園・保育所・地域型保育事業のいずれにも在籍していない児童が対象です。何らかの理由で一時的に家庭で保育できない場合に、就学前の児童をお預かりする事業です。保護者のリフレッシュのために預けたい場合にも利用できます。預かり時間等、詳細は各施設にお問合せください。その他、子育て支援・多世代交流センター等でも同様の事業を行っています。

⑤ 通園バス

通園バスの利用可能な時間帯や走行ルートについては、各施設にお問合せください。

時間帯やお住まいの地域によっては、御利用いただけない場合もあります。

⑥ 満3歳児入園

幼稚園・認定こども園のうち、満3歳から利用が可能な施設があります。

⑦ 子育て支援拠点（＝子育て支援拠点事業）

育児不安などについての相談や育児講座、子育てサークルへの支援等を行っており、育児の不安や悩みを持つ方々が、親子で気軽に通って交流できる場所を開設しています。

⑧ 病児保育（＝病児保育事業（病児対応型））

児童が病気の回復期に至らない場合であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合に、一時的にお預かりします。

水戸済生会総合病院病児保育所（開江町51番地の4、電話番号297-6926）でも同様の事業を実施しています。

⑨ 病後児保育（＝病児保育事業（病後児対応型））

児童が病気回復期の場合に、一時的にお預かりします。

7-1 市立幼稚園

- (1) 対象年齢は、施設により異なります。(下表参照)
- (2) 在籍園児を対象に、下記の時間、預かり保育を1回500円で実施しています。
- 国田幼稚園 [通常日] 教育標準時間終了後～18:00 [長期休業期間] 8:30～18:00
 上記以外の園 [通常日] 教育標準時間終了後～16:00 [長期休業期間] -

【参考】 ●表の見方→21ページ ●申込みの方法→4ページ ●利用者負担金→13ページ

※各施設に振られている番号は、裏表紙のマップに対応しています。

開設時間	平日	土	休日	設置者	水戸市
最長開設時間	概ね 9:00～16:00 国田幼稚園は～18:00	—	—	給食	弁当持参 (国田幼稚園は、3,900円/月で実施)
教育標準時間	概ね 9:00～13:30 (登園・降園時間は園により多少異なります。)	—	—	費用	教材費, 行事費, PTA会費等

	施設名	所在地	電話番号	対象年齢 (令和6年4月1日時点)	給食	預かり保育
1	緑岡幼稚園	見川町2563番地	241-1319	3歳～	—	○
2	寿幼稚園	平須町1761番地	241-4595	4歳～	—	○
3	国田幼稚園	下国井町2595番地の1	239-7401	4歳～	○	○
4	酒門幼稚園	酒門町1245番地の3	247-7980	3歳～	—	○
5	吉田が丘幼稚園	元吉田町1736番地の9	247-8145	※お問合せ ください	—	○
6	笠原幼稚園	笠原町92番地の1	243-4124		—	○

※すべての施設で園庭開放事業を実施しています。実施日等については、各施設へお問合せください。

※吉田が丘幼稚園・笠原幼稚園の新入園児の募集については、幼児保育課までお問合せください。

7-2 私立幼稚園

- (1) 利用年度の4月1日時点で3歳以上の児童が対象です。ただし、「満3歳児入園」に○印がある施設は、満3歳から利用が可能です。
- (2) 教育標準時間の前後、最長開設時間内で時間を延長してお預かりする「預かり保育」を実施しています。料金は各施設へお問合せください。
- (3) 長期休業期間（夏冬春休み）がありますが、長期休業期間中も、登園日がある施設や「預かり保育」を実施している施設があります。

【参考】 ●表の見方→21ページ ●申込みの方法→4ページ ●利用者負担金→13ページ

※各施設に振られている番号は、裏表紙のマップに対応しています。

1	施設名 (法人名)	水戸幼稚園 (学校法人 ひまわり学園)			所在地	緑町3丁目9番36号		事業の実施状況		
	電話番号	221-6084	定員	75		HP	http://www.mito.ed.jp		預かり保育	○
	開設時間	平日	土	休日	夏休み等の施設の長期休業期間	給食	週2日 1食450円 月ごとの給食日数×450円	園開放	○	
	最長開設時間	8:00~18:00	—	—	預かり保育 8:00~18:00			満3歳児入園	○	
	教育標準時間	8:30~14:00 水曜8:30~11:30	—	—	夏期保育7日 8:30~11:30	給食費の他に かかる費用	絵本代, PTA会費, 通園バス代等	通園バス	○	

2	施設名 (法人名)	吉田幼稚園 (学校法人 安藤学園)			所在地	元吉田町1977番地の34		事業の実施状況		
	電話番号	247-5556	定員	390		HP	http://yoshida.ed.jp/		預かり保育	○
	開設時間	平日	土	休日	夏休み等の施設の長期休業期間	給食	週2日 1食350円 月ごとの給食日数 ×350円	園開放	—	
	最長開設時間	7:30~18:00	—	—	夏期預かり保育 7:30~17:00			満3歳児入園	○	
	教育標準時間	10:00~14:00	—	—	夏期保育5日 10:00~14:00	給食費の他に かかる費用	制服代, 絵本代, 通園バス代, 教材費等	通園バス	○	

3	施設名 (法人名)	河和田幼稚園 (学校法人 むぎの穂学園)			所在地	河和田町1183番地		事業の実施状況		
	電話番号	251-3154	定員	105		HP	http://www.kawawada-kg.ed.jp/		預かり保育	○
	開設時間	平日	土	休日	夏休み等の施設の長期休業期間	給食	週1日 1食400円	園開放	○	
	最長開設時間	8:00~18:00	—	—	預かり保育 8:00~18:00			満3歳児入園	○	
	教育標準時間	8:30~14:00 月曜8:30~11:30	—	—	夏期保育2日 8:30~14:00	給食費の他に かかる費用	絵本代, PTA会費, 教材費等	通園バス	○	

7-3 市立認定こども園（幼稚園型）

- (1) 利用年度の4月1日時点で3歳以上の児童が対象です。
- (2) 1号認定と2号認定では、申込みの方法や利用可能な時間等が異なります。

1号について

基本は「教育標準時間」内での利用となります。ただし、在籍園児を対象に、下記の時間、預かり保育を1回500円で実施しています。

〔通常日〕教育標準時間終了後～16:30 〔長期休業期間〕8:30～16:30

【参考】●表の見方→21ページ ●申込みの方法→4ページ ●利用者負担金→13ページ

2号について

基本は「保育短時間」内での利用となります。ただし、最長開設時間内で時間を延長してお預かりする「延長保育」を実施しています。

【参考】●表の見方→21ページ ●申込みの方法→5～6ページ ●利用者負担金→14～15ページ

※各施設に振られている番号は、裏表紙のマップに対応しています。

開設時間	平日	土	休日	夏休み等の施設の長期休業期間	設置者	水戸市	
最長開設時間	8:00～18:00	—	—	8:00～18:00	給食	1号	主食持参 4,000円/月
教育標準時間	9:00～13:30	—	—	預かり保育 8:30～16:30		2号	主食持参 4,500円/月
保育短時間	8:30～16:30	—	—	8:30～16:30	給食費の他に かかる費用	教材費、行事費、PTA会費等	

	施設名	所在地	電話番号	定員	預かり保育
1	石川認定こども園	石川4丁目4037番地の6	252-2990	1号:50 2号:30	○
2	浜田認定こども園	浜田1丁目1番2号	221-5268	1号:50 2号:30	○
3	常磐認定こども園	西原1丁目3番65号	221-6426	1号:50 2号:30	○

※すべての施設で園庭開放事業を実施しています。実施日等については、各施設へお問合せください。

7-4 私立認定こども園（幼稚園型）

- (1) 利用年度の4月1日時点で3歳以上の児童が対象です。ただし、「満3歳児入園」に記載のある認定区分の児童は、満3歳から利用が可能です。
- (2) 1号認定と2号認定では、申込みの方法や利用可能な時間、利用者負担金が異なります。

1号について

基本は「教育標準時間」内での利用となります。ただし、教育標準時間の前後、最長開設時間内で時間を延長してお預かりする「預かり保育」を実施しています。「預かり保育」の料金は各施設へお問合せください。また、長期休業期間（夏冬春休み）がありますが、長期休業期間中も登園日がある施設や「預かり保育」を実施している施設があります。

【参考】●表の見方→21ページ ●申込みの方法→4ページ ●利用者負担金→13ページ

2号について

基本は「保育短時間」または「保育標準時間」内での利用となります（赤塚幼稚園、渡里幼稚園、あさひ幼稚園、（仮）みどり幼稚園以外は保育標準時間での利用はできません）。ただし、最長開設時間内で時間を延長してお預かりする「延長保育」を実施している施設もあります。

【参考】●表の見方→21ページ ●申込みの方法→5～6ページ ●利用者負担金→14～15ページ

※各施設に振られている番号は、裏表紙のマップに対応しています。

1	施設名 (法人名)	認定こども園フレンド 少友幼稚園 (学校法人 少友学園)			所在地	備前町5番36号		事業の実施状況	
電話番号	221-0781	定員	1号:45 2号:10		HP	http://shoyuu-friend.com/		預かり保育	○
開設時間	平日	土	休日	夏休み等の施設の長期休業期間	給食	・週1日(水曜日) 1,200円/月 ・週4日(月・火・水・金) 4,800円/月 ・週5日(土曜日除く) 6,000円/月	園庭開放	○	
最長開設時間	7:45~18:15	7:45~18:15	—	7:45~18:15			満3歳児入園	1号	
教育標準時間	9:00~14:00 木曜9:00~11:30	—	—	預かり保育 7:45~18:15			通園バス	—	
保育短時間	9:00~17:00	9:00~17:00	—	9:00~17:00	給食費の他に かかる費用	制服代等			

2	施設名 (法人名)	認定こども園あかつか 赤塚幼稚園 (学校法人 中山学院)			所在地	赤塚1丁目1997番地		事業の実施状況	
電話番号	251-9203	定員	1号:210 2号:40		HP	https://www.nakayamagakuin.ed.jp/akatsuka/		預かり保育	○
開設時間	平日	土	休日	夏休み等の施設の長期休業期間	給食	1号	週3日 2,700円/月	園庭開放	○
最長開設時間	7:30~18:30	8:00~13:00	—	7:30~18:30		2号	週5日 主食持参 4,800円/月	満3歳児入園	1号 2号
教育標準時間	9:00~14:00	9:00~11:30 第1または第3	—	預かり保育 7:30~18:30		通園バス	○		
保育短時間	9:00~17:00	8:00~13:00	—	9:00~17:00	給食費の他に かかる費用	制服代、絵本代、PTA会費、 通園バス代、教材費等			
保育標準時間	7:30~18:30	8:00~13:00	—	7:30~18:30					

3	施設名 (法人名)	認定こども園わたり 渡里幼稚園 (学校法人 中山学院)			所在地	堀町958番地の4		事業の実施状況	
電話番号	231-5920	定員	1号:135 2号:40		HP	https://www.nakayamagakuin.ed.jp/watari/		預かり保育	○
開設時間	平日	土	休日	夏休み等の施設の長期休業期間	給食	1号	週3日 2,700円/月	園庭開放	○
最長開設時間	7:30~18:30	8:00~13:00	—	7:30~18:30		2号	週5日 主食持参 4,800円/月	満3歳児入園	1号 2号
教育標準時間	9:00~14:00	9:00~11:30 第1または第3	—	預かり保育 7:30~18:30		通園バス	○		
保育短時間	9:00~17:00	8:00~13:00	—	9:00~17:00	給食費の他に かかる費用	制服代、絵本代、PTA会費、 通園バス代、教材費等			
保育標準時間	7:30~18:30	8:00~13:00	—	7:30~18:30					

4	施設名 (法人名)	認定こども園 大塚ひのまる幼稚園 (学校法人 ひのもと学園)			所在地	大塚町1583番地		事業の 実施状況	
電話番号	251-8517	定員	1号:105 2号:40		HP	http://www.otsukahinomaru.com		預かり 保育	○
開設時間	平日	土	休日	夏休み等の施設の 長期休業期間	給食	1号	週1日 1,500円/月	園庭 開放	○
最長開設 時間	7:30~18:00	8:30~16:30	—	7:30~18:00		2号	主食持参 4,500円/月	満3歳 児入園	1号 2号
教育標準 時間	8:30~14:00	—	—	預かり保育 7:30~18:00			通園 バス	○	
保育短時間	8:30~16:30	8:30~16:30	—	8:30~16:30	給食費の 他に かかる 費用	制服代、絵本代、PTA会費、 通園バス代等			

5	施設名 (法人名)	認定こども園 あさひ幼稚園 (学校法人 あさひ学園)			所在地	渋井町254番地		事業の 実施状況	
電話番号	231-5732	定員	1号:220 2号:60		HP	http://www.asahi21.net/		預かり 保育	○
開設時間	平日	土 (2号のみ)	休日	夏休み等の施設の 長期休業期間	給食	1号	週4日 4,800円/月	園庭 開放	○
最長開設 時間	7:30~19:00	7:30~19:00	—	7:30~19:00		2号	完全給食 6,000円/月	満3歳 児入園	—
教育標準 時間	8:30~15:00	—	—	預かり保育 7:30~18:00			通園 バス	○	
保育短時間	8:30~16:30	8:30~16:30	—	8:30~16:30	給食費の 他に かかる 費用	制服代、PTA会費、 通園バス代、卒園対策費等			
保育標準 時間	7:30~18:30	7:30~18:30	—	7:30~18:30					

6	施設名 (法人名)	認定こども園あたご 水戸英宏愛宕幼稚園 (学校法人 緑丘学園)			所在地	愛宕町10番5号		事業の 実施状況	
電話番号	231-1360	定員	1号:25 2号:5		HP	http://www.mito-eiko.ed.jp		預かり 保育	○
開設時間	平日	土	休日	夏休み等の施設の 長期休業期間	給食	1号	週2日 475円/1食	園庭 開放	○
最長開設 時間	8:00~18:00	8:00~13:30	—	8:00~18:00		2号	完全給食 7,500円/月	満3歳 児入園	1号 2号
教育標準 時間	8:30~14:00	—	—	預かり保育 8:00~18:00			通園 バス	○	
保育短時間	8:30~16:30	8:30~13:30	—	8:30~16:30	給食費の 他に かかる 費用	制服代、絵本代、PTA会費、 通園バス代、教材費等			

7	施設名 (法人名)	認定こども園ひらす 水戸英宏平須幼稚園 (学校法人 緑丘学園)			所在地	平須町1820番地の116		事業の 実施状況	
電話番号	241-3376	定員	1号:90 2号:20		HP	http://www.mito-eiko.ed.jp		預かり 保育	○
開設時間	平日	土	休日	夏休み等の施設の 長期休業期間	給食	1号	週2日 475円/1食	園庭 開放	○
最長開設 時間	8:00~18:00	8:00~13:30	—	8:00~18:00		2号	完全給食 7,500円/月	満3歳 児入園	1号 2号
教育標準 時間	8:30~14:00	—	—	預かり保育 8:00~18:00			通園 バス	○	
保育短時間	8:30~16:30	8:30~13:30	—	8:30~16:30	給食費の 他に かかる 費用	制服代、絵本代、PTA会費、 通園バス代、教材費等			

8	施設名 (法人名)	認定こども園 常磐大学幼稚園 (学校法人 常磐大学)			所在地	見和1丁目425番地		事業の 実施状況	
電話番号	232-2680	定員	1号:165 2号:10		HP	http://www.tokiwa.ac.jp/~youchien/		預かり 保育	○
開設時間	平日	土	休日	夏休み等の施設の 長期休業期間	給食	1号	※予定 週4日6,000円/月 (4月・8月除く) ただし年少5月のみ週2日 3,000円/月 (自園給食)	園庭 開放	○
最長開設 時間	7:30~18:30	8:00~16:00	—	7:30~18:30		2号	完全給食 7,500円/月 (自園給食)	満3歳 児入園	—
教育標準 時間	9:00~14:00	預かり保育 8:00~16:00	—	預かり保育 7:30~18:30			通園 バス	○	
保育短時間	9:00~17:00	8:00~16:00	—	9:00~17:00	給食費の 他に かかる 費用	制服代, 絵本代, 通園バス代等			

9	施設名 (法人名)	認定こども園 聖母幼稚園 (学校法人 聖母学園)			所在地	五軒町2丁目4番32号		事業の 実施状況	
電話番号	225-6200	定員	1号:120 2号:30		HP	http://mito-seibo.net		預かり 保育	○
開設時間	平日	土	休日	夏休み等の施設の 長期休業期間	給食	1号	週4日 6,000円/月 (8月除く) (自園給食)	園庭 開放	○
最長開設 時間	7:45~18:00	8:00~16:00	—	7:45~18:00		2号	完全給食 8,100円/月 (自園給食)	満3歳 児入園	1号
教育標準 時間	9:00~14:00	—	—	預かり保育 7:45~18:00			通園 バス	—	
保育短時間	9:00~17:00	8:00~16:00	—	9:00~17:00	給食費の 他に かかる 費用	制服代, 絵本代, PTA会費, 教材費等			

10	施設名 (法人名)	認定こども園 愛恩幼稚園 (学校法人 愛恩幼稚園)			所在地	南町3丁目4番44号		事業の 実施状況	
電話番号	221-5027	定員	1号:80 2号:10		HP	http://aion-y.jp/		預かり 保育	○
開設時間	平日	土	休日	夏休み等の施設の 長期休業期間	給食	1号	お弁当持参 希望者には外 注文受付あり 300円/1食	園庭 開放	○
最長開設 時間	7:30~18:00	8:30~12:30	—	7:30~18:00		2号	完全給食 (外注文弁当) 300円/1食	満3歳 児入園	1号
教育標準 時間	8:30~14:10	—	—	預かり保育 7:30~18:00			通園 バス	○	
保育短時間	8:30~16:30	8:30~12:30	—	8:30~16:30	給食費の 他に かかる 費用	制服代, PTA会費, 通園バス代, 教材費等			

11	施設名 (法人名)	(仮)認定こども園 みどり幼稚園 (学校法人 関根学園)			所在地	元吉田町2649番地の2		事業の 実施状況	
電話番号	247-5657	定員	1号:150 2号:30		HP	https://www.it-service.co.jp/a/midori-kg/		預かり 保育	○
開設時間	平日	土	休日	夏休み等の施設の 長期休業期間	給食	1号	完全給食 (外注文弁当) 350円/1食	園庭 開放	○
最長開設 時間	7:30~18:30	8:30~12:30	—	7:30~18:30		2号	完全給食 (外注文弁当) 350円/1食	満3歳 児入園	1号 2号
教育標準 時間	9:00~14:00	—	—	預かり保育 7:30~18:30			通園 バス	○	
保育短時間	9:00~17:00	8:30~12:30	—	9:00~17:00					
保育標準 時間	7:30~18:30	8:30~12:30	—	7:30~18:30	給食費の 他に かかる 費用	制服代, PTA会費, 通園バス代, 教材費等			

※ みどり幼稚園は、令和6年4月に認定こども園に移行する予定です。

7-5 市立認定こども園（幼保連携型）

1号認定と2号・3号認定では、申込みの方法や利用可能な時間、利用者負担金が異なります。

1号について

利用年度の4月1日時点で4歳以上の児童が対象です。基本は「教育標準時間」内での利用となります。ただし、在籍園児を対象に、下記の時間、預かり保育を1回500円で実施しています。

常澄認定こども園 [通常日] 教育標準時間終了後～16:00 [長期休業期間] —

内原認定こども園 [通常日] 教育標準時間終了後～16:30 [長期休業期間] 8:30～16:30

【参考】●表の見方→21ページ ●申込みの方法→4ページ ●利用者負担金→13ページ

2号・3号について

基本は「保育短時間」または「保育標準時間」内での利用となります。ただし、最長開設時間内で時間を延長してお預かりする「延長保育」を実施しています。

【参考】●表の見方→21ページ ●申込みの方法→5～6ページ ●利用者負担金→14～15ページ

※各施設に振られている番号は、裏表紙のマップに対応しています。

開設時間	平日	土	休日	設置者	水戸市
最長開設時間	7:30～19:00	7:30～13:00	—	給食 (3歳以上児)	1号 主食持参 4,000円/月
教育標準時間	9:00～13:30	—	—		2号 主食持参 4,500円/月
保育短時間	8:30～16:30	8:30～13:00	—		
保育標準時間	7:30～18:30	7:30～13:00	—	利用者負担金・給食費の他に かかる費用	教材費、絵本代、保護者会費等

	施設名	所在地	電話番号	定員	預かり保育	一時預かり	園庭開放	子育て支援拠点	通園バス
1	常澄認定こども園	大串町789番地の2	269-4592	1号 : 70 2号・3号: 60	○	○	○	—	—
2	内原認定こども園	内原町720番地の1	259-4656	1号 : 100 2号・3号: 70	○	○	—	○	○

7-6 私立認定こども園（幼保連携型）

(1) 施設によって対象となる認定区分が異なります。「対象」の欄を御確認ください。

(2) 1号認定と2号・3号認定では、申込みの方法や利用可能な時間、利用者負担金が異なります。

1号について

基本は「教育標準時間」内での利用となります。ただし、教育標準時間の前後、最長開設時間内で時間を延長してお預かりする「預かり保育」を実施しています。「預かり保育」の料金は各施設へお問合せください。また、長期休業期間（夏冬春休み）がありますが、長期休業期間中も登園日がある施設や「預かり保育」を実施している施設があります。

【参考】●表の見方→21ページ ●申込みの方法→4ページ ●利用者負担金→13ページ

2号・3号について

基本は「保育短時間」または「保育標準時間」内での利用となります。ただし、最長開設時間内で時間を延長してお預かりする延長保育を実施している施設もあります。

【参考】●表の見方→21ページ ●申込みの方法→5～6ページ ●利用者負担金→14～15ページ

※各施設に振られている番号は、裏表紙のマップに対応しています。

1	施設名 (法人名)	認定こども園プリンセスリリー リリー幼稚園 (学校法人 リリー文化学園)	所在地	中丸町2052番地の17	対象	1号・2号	事業の実施状況
	電話番号	253-3891	定員	1号:180 2号: 69	HP	http://www.lkg.ed.jp	預かり保育 ○
	開設時間	平日	土	休日	給食 (3歳以上児)	1号 週2日 3,700円/月	一時預かり ○
	最長開設時間	7:30～19:00	7:30～18:30	—		7:30～19:00	園庭開放 ○
	教育標準時間	8:00～13:30 (月曜8:00～11:30)	8:00～11:30	—		預かり保育 7:30～19:00	子育て支援拠点 —
	保育短時間	8:00～16:00	8:00～16:00	—	8:00～16:00	利用者負担金・給食費の他に かかる費用	制服代、絵本代、 PTA会費、 通園バス代等
	保育標準時間	7:30～18:30	7:30～18:30	—	7:30～18:30		満3歳児入園 通園バス

2	施設名 (法人名)	認定こども園プリンセスリリー リリー幼稚園分園 チャイルドランドナーサリー (学校法人 リリー文化学園)	所在地	大塚町1863番地の186		対象	3号 ※3歳になる年度の 3月末まで		事業の 実施状況	
電話番号	254-2711	定員	31	HP	http://www.lcl.ed.jp/		一時 預かり	—		
開設時間	平日	土	休日	給食 (3歳以上児)	—		園庭 開放	—		
最長開設 時間	7:30~19:00	7:30~18:30	—		子育て 支援拠点	—		—		
保育短 時間	8:00~16:00	8:00~16:00	—	利用者負担 金・給食費 の他に かかる 費用	絵本代, 用品代, 遠足代等		—			
保育標 準時間	7:30~18:30	7:30~18:30	—		—		—			

3	施設名 (法人名)	認定こども園グレイスリリー ヴィクトリアナーサリー (学校法人 リリー文化学園)	所在地	姫子2丁目751番地の17		対象	1号・2号・ 3号		事業の 実施状況	
電話番号	253-5553	定員	1号 : 3 2号・3号:122	HP	http://www. lvn.ed.jp/		預かり 保育	○		
開設時間	平日	土	休日	給食 (3歳以上児)	1号	完全給食・給食費 8,000円/月	一時 預かり	○		
最長開設 時間	7:30~19:00	7:30~18:30	—		2号	完全給食・給食費 8,000円/月	園庭 開放	○		
教育標 準時間	8:00~13:30	8:00~11:30	—	利用者負担 金・給食費 の他に かかる 費用	制服代, 絵本代, 用品代, 遠足代等		子育て 支援拠点	○		
保育短 時間	8:00~16:00	8:00~16:00	—		—		満3歳 児入園	2号		
保育標 準時間	7:30~18:30	7:30~18:30	—	—		通園 バス	—			

4	施設名 (法人名)	認定こども園フォレストリリー リリーの森幼稚園 (学校法人 リリー文化学園)	所在地	内原町1397番地の3		対象	1号・2号・ 3号		事業の 実施状況	
電話番号	259-2585	定員	1号 : 180 2号・3号:102	HP	http://www. u-lily.ed.jp		預かり 保育	○		
開設時間	平日	土	休日	給食 (3歳以上児)	1号	週2日 3,700円/月	一時 預かり	○		
最長開設 時間	7:30~19:00	7:30~18:30	夏休み等の施設 の長期休業期間 7:30~19:00		2号	完全給食 8,000円/月	園庭 開放	○		
教育標 準時間	8:00~13:30 (月曜8:00~11:30)	8:00~11:30	—	利用者負担 金・給食費 の他に かかる 費用	制服代, 絵本代, PTA会費, 通園バス代等		子育て 支援拠点	—		
保育短 時間	8:00~16:00	8:00~16:00	—		—		満3歳 児入園	1号 2号		
保育標 準時間	7:30~18:30	7:30~18:30	—	—		通園 バス	○			

5	施設名 (法人名)	元吉田さくら認定こども園 (社会福祉法人 聖愛会)	所在地	元吉田町1833番地の44		対象	1号・2号・ 3号		事業の 実施状況	
電話番号	350-7001	定員	1号 : 35 2号・3号:190	HP	http://aikohkai. or.jp		預かり 保育	○		
開設時間	平日	土・休日	夏休み等の施設 の長期休業期間	給食 (3歳以上児)	1号	完全給食 6,000円/月	一時 預かり	○		
最長開設 時間	7:00~20:00	7:00~18:00	7:00~20:00		2号	完全給食 6,000円/月	園庭 開放	○		
教育標 準時間	8:30~13:30	—	預かり保育 8:30~17:00	利用者負担 金・給食費 の他に かかる 費用	絵本代, 体操服代 (2歳児以上)		子育て 支援拠点	○		
保育短 時間	8:30~16:30	8:30~16:30	8:30~16:30		—		満3歳 児入園	1号 2号		
保育標 準時間	7:00~18:00	7:00~18:00	7:00~18:00	—		通園 バス	病後 児育			

7-7 市立保育所

(1) 生後2か月から就学前までの児童が対象です。ただし平須保育所と一の牧保育所は1歳3か月から利用が可能です。

(2) 給食は2歳までは完全給食、3歳からは主食持参です。

【参考】 ●表の見方→21ページ ●申込みの方法→5～6ページ ●利用者負担金→14～15ページ

※各施設に振られている番号は、裏表紙のマップに対応しています。

開設時間	平日	土	休日	設置者	水戸市
最長開設時間	7:30～19:00	7:30～13:00	—	給食 (3歳以上児)	主食持参 4,500円/月
保育短時間	8:30～16:30	8:30～13:00	—		
保育標準時間	7:30～18:30	7:30～13:00	—	利用者負担金・ 給食費の他に かかる費用	教材費、絵本代、 保護者会費等

	保育所名	所在地	電話番号	定員	一時預かり	園庭開放	子育て支援拠点
1	白梅保育所	元吉田町3250番地の1	304-2070	90	○	—	○
2	杉山保育所	三の丸3丁目12番5号	221-7219	120	○	—	○
3	新原保育所	新原2丁目6番20号	251-2262	100	○	○	—
4	緑岡保育所	見川町2131番地の1519	241-0707	80	○	○	—
5	城東保育所	城東2丁目6番39号	231-5972	60	○	○	—
6	平須保育所 (1歳3か月から)	平須町1820番地の7	241-1172	60	—	○	—
7	渡里保育所	堀町480番地の7	224-8908	60	○	○	—
8	若宮保育所	若宮1丁目10番30号	226-3923	80	○	○	—
9	河和田保育所	河和田3丁目2536番地の2	253-1482	90	○	—	○
10	双葉台保育所	双葉台2丁目19番地	252-8749	70	○	○	—
11	一の牧保育所 (1歳3か月から)	見川町2131番地の1741	243-8899	60	—	○	—

7-8 民間保育所

- (1) 生後2か月から就学前までの児童が対象です。ただし、こぼと保育園分園、こぼと東保育園分園、はぐくみの森あさひ保育園、あさひまちなか保育園は3歳になる年度の3月末までのお預かりです。
- (2) 給食は2歳までは完全給食、3歳からは主食持参または完全給食です。

【参考】 ●表の見方→21ページ ●申込みの方法→5～6ページ ●利用者負担金→14～15ページ

※各施設に振られている番号は、裏表紙のマップに対応しています。

1	施設名 (法人名)	聖光学園保育部 (社会福祉法人 聖光学園)		所在地	新莊1丁目4番8号		事業の実施状況	
電話番号	221-3973	定員	90	HP	https://www.facebook.com/seikougakuenhoikubu		一時預かり	○
開設時間	平日	土	休日	給食 (3歳以上児)	完全給食 5,700円/月		園庭開放	○
最長開設時間	7:30~19:00	7:30~18:30	—	利用者負担金・給食費の他に かかる費用	絵本代、活動費、 保護者会費等		子育て 支援拠点	—
保育短時間	8:30~16:30	8:30~16:30	—				病児保育	—
保育標準時間	7:30~18:30	7:30~18:30	—				病後児保育	—

2	施設名 (法人名)	ひので保育園 (社会福祉法人 ローズマリー学苑)		所在地	元吉田町720番地の2		事業の実施状況	
電話番号	248-3584	定員	160	HP	http://www.hinodehoikuen.com		一時預かり	—
開設時間	平日	土	休日	給食 (3歳以上児)	完全給食 6,500円/月		園庭開放	—
最長開設時間	7:00~19:00	7:00~18:00	—	利用者負担金・給食費の他に かかる費用	教材費、保護者会費、 駐車場負担金、 帽子代等		子育て 支援拠点	○
保育短時間	8:30~16:30	8:30~16:30	—				病児保育	—
保育標準時間	7:00~18:00	7:00~18:00	—				病後児保育	—

3	施設名 (法人名)	見和めぐみ保育園 (社会福祉法人 恵和会)		所在地	見和2丁目198番地の5		事業の実施状況	
電話番号	252-2583	定員	110	HP	http://www.miwa-megumi.ed.jp/		一時預かり	○
開設時間	平日	土	休日	給食 (3歳以上児)	完全給食 6,500円/月		園庭開放	—
最長開設時間	7:00~19:30	7:00~18:00	—	利用者負担金・給食費の他に かかる費用	保護者会費等		子育て 支援拠点	○
保育短時間	9:00~17:00	9:00~17:00	—				病児保育	—
保育標準時間	7:00~18:00	7:00~18:00	—				病後児保育	—

4	施設名 (法人名)	すみれ保育園 (社会福祉法人 白光福祉会)		所在地	飯島町1170番地の2		事業の実施状況	
電話番号	252-2781	定員	130	HP	http://www.byakkou-sumire.com/		一時預かり	○
開設時間	平日	土	休日	給食 (3歳以上児)	完全給食 6,000円/月		園庭開放	○
最長開設時間	7:00~19:30	7:00~18:00	—	利用者負担金・給食費の他に かかる費用	—		子育て 支援拠点	—
保育短時間	8:30~16:30	8:30~16:30	—				病児保育	—
保育標準時間	7:00~18:00	7:00~18:00	—				病後児保育	—

5	施設名 (法人名)	ひかり保育園 (社会福祉法人 三愛福祉会)		所在地	袴塚1丁目5番18号		事業の実施状況	
	電話番号	221-0301	定員	120	HP	http://sanai-fukushikai.ed.jp/	一時預かり	○
	開設時間	平日	土	休日	給食 (3歳以上児)	完全給食 6,500円/月	園庭開放	—
	最長開設時間	7:00~19:00	7:30~18:30	—			子育て支援拠点	—
	保育短時間	8:00~16:00	8:00~16:00	—	利用者負担金・給食費の他にかる費用	教材費, 絵本代, 制服代等	病児保育	—
	保育標準時間	7:00~18:00	7:30~18:30	—			病後児保育	—

6	施設名 (法人名)	千波保育園 (社会福祉法人 親愛会)		所在地	千波町2831番地の19		事業の実施状況	
	電話番号	241-7347	定員	170	HP	http://senba.shinai-kai.or.jp/	一時預かり	○
	開設時間	平日	土	休日	給食 (3歳以上児)	完全給食 7,000円/月	園庭開放	○
	最長開設時間	7:30~19:00	7:30~18:30	—			子育て支援拠点	—
	保育短時間	8:30~16:30	8:30~16:30	—	利用者負担金・給食費の他にかる費用	絵本代, 教材費, 制服代, 体操服代, 保護者会費等	病児保育	—
	保育標準時間	7:30~18:30	7:30~18:30	—			病後児保育	—

7	施設名 (法人名)	すみれ第二保育園 (社会福祉法人 白光福祉会)		所在地	開江町478番地		事業の実施状況	
	電話番号	251-0515	定員	110	HP	http://www.sumire2.com/	一時預かり	○
	開設時間	平日	土	休日	給食 (3歳以上児)	完全給食 6,000円/月	園庭開放	○
	最長開設時間	7:00~20:00	7:00~18:00	7:00~18:00			子育て支援拠点	—
	保育短時間	8:30~16:30	8:30~16:30	8:30~16:30	利用者負担金・給食費の他にかる費用	—	病児保育	—
	保育標準時間	7:00~18:00	7:00~18:00	7:00~18:00			病後児保育	—

8	施設名 (法人名)	こばと保育園 (社会福祉法人 こばと福祉会)		所在地	千波町2600番地の4		事業の実施状況	
	電話番号	353-6155	定員	90	HP	http://www.ans.co.jp/u/kobatofukushikai/	一時預かり	○
	開設時間	平日	土	休日	給食 (3歳以上児)	完全給食 5,500円/月	園庭開放	—
	最長開設時間	7:30~19:30	7:30~19:30	7:30~19:30			子育て支援拠点	—
	保育短時間	8:00~16:00	8:00~16:00	8:00~16:00	利用者負担金・給食費の他にかる費用	—	病児保育	—
	保育標準時間	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~18:30			病後児保育	—

9	施設名 (法人名)	こばと保育園分園 (社会福祉法人 こばと福祉会)		対象: 3歳になる年度の3月末まで	所在地	千波町777番地		事業の実施状況	
	電話番号	244-0020	定員	20	HP	http://www.ans.co.jp/u/kobatofukushikai/	一時預かり	○	
	開設時間	平日	土 ※本園でのお預かりです	休日 ※本園でのお預かりです	給食 (3歳以上児)	—	園庭開放	—	
	最長開設時間	7:30~19:30	7:30~19:30	7:30~19:30			子育て支援拠点	—	
	保育短時間	8:00~16:00	8:00~16:00	8:00~16:00	利用者負担金・給食費の他にかる費用	—	病児保育	—	
	保育標準時間	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~18:30			病後児保育	—	

10	施設名 (法人名)	葉山保育園 (社会福祉法人 親愛会)		所在地	千波町1688番地の3		事業の実施状況	
	電話番号	243-0296	定員	120	HP	http://hayama.shinaikai.or.jp/	一時預かり	○
	開設時間	平日	土	休日	給食 (3歳以上児)	完全給食 7,000円/月	園庭開放	○
	最長開設時間	7:30~19:00	7:30~18:30	—			子育て支援拠点	—
	保育短時間	8:30~16:30	8:30~16:30	—	利用者負担金・給食費の他にかる費用	教材費, 絵本代, 制服代, 体操服代, 保護者会費等	病児保育	—
	保育標準時間	7:30~18:30	7:30~18:30	—			病後児保育	—

11	施設名 (法人名)	ひばり保育園 (社会福祉法人 小川会)		所在地	平須町1824番地の22		事業の実施状況	
	電話番号	243-1410	定員	80	HP	https://hibari.ogawakai.com	一時預かり	—
	開設時間	平日	土	休日	給食 (3歳以上児)	完全給食 6,500円/月	園庭開放	○
	最長開設時間	7:15~19:15	8:00~18:00	—			子育て支援拠点	○
	保育短時間	8:30~16:30	8:30~16:30	—	利用者負担金・給食費の他にかる費用	文房具代, 保護者会費, 合宿費用, まり, まり袋の布, 共済掛金等	病児保育	—
	保育標準時間	7:15~18:15	8:00~18:00	—			病後児保育	—

12	施設名 (法人名)	すみよし保育園 (社会福祉法人 好和福祉会)		所在地	住吉町115番地の1		事業の実施状況	
	電話番号	247-8144	定員	120	HP	http://www.ans.co.jp/n/sumiyoshi/	一時預かり	○
	開設時間	平日	土	休日	給食 (3歳以上児)	主食持参 4,500円/月	園庭開放	—
	最長開設時間	7:30~19:00	7:30~18:30	—			子育て支援拠点	—
	保育短時間	8:30~16:30	8:30~16:30	—	利用者負担金・給食費の他にかる費用	運動パンツ, 保護者会費, カバン等	病児保育	—
	保育標準時間	7:30~18:30	7:30~18:30	—			病後児保育	—

13	施設名 (法人名)	石川保育園 (社会福祉法人 若葉会)		所在地	石川1丁目3974番地		事業の実施状況	
	電話番号	252-4007	定員	120	HP	http://www.n-ishikawa.com/	一時預かり	○
	開設時間	平日	土	休日	給食 (3歳以上児)	完全給食 6,400円/月	園庭開放	○
	最長開設時間	7:00~20:00	7:00~18:30	7:00~18:30			子育て支援拠点	—
	保育短時間	8:30~16:30	8:30~16:30	8:30~16:30	利用者負担金・給食費の他にかる費用	教材費, 体操服代 (3歳以上児)等	病児保育	—
	保育標準時間	7:00~18:00	7:00~18:00	7:00~18:00			病後児保育	—

14	施設名 (法人名)	こぼと東保育園 (社会福祉法人 こぼと福祉会)		所在地	渋井町402番地		事業の実施状況	
	電話番号	226-4555	定員	120	HP	http://www.ans.co.jp/u/kobatofukushikai/	一時預かり	○
	開設時間	平日	土	休日	給食 (3歳以上児)	完全給食 5,500円/月	園庭開放	○
	最長開設時間	7:00~19:00	7:00~19:00	7:30~18:30			子育て支援拠点	—
	保育短時間	8:00~16:00	8:00~16:00	8:00~16:00	利用者負担金・給食費の他にかる費用	—	病児保育	—
	保育標準時間	7:00~18:00	7:00~18:00	7:30~18:30			病後児保育	—

15	施設名 (法人名)	こぼと東保育園分園 (社会福祉法人 こぼと福祉会)		対象：3歳になる 年度の3月末まで	所在地	浜田町54番地の2	事業の実施状況	
	電話番号	231-2095	定員	20	HP	http://www.ans.co.jp/u/kobatofukushikai/	一時預かり	○
	開設時間	平日	土 ※本園でのお預かりです	休日 ※本園でのお預かりです	給食 (3歳以上児)	—	園庭開放	—
	最長開設時間	7:00~19:00	7:00~19:00	7:30~18:30			子育て支援拠点	—
	保育短時間	8:00~16:00	8:00~16:00	8:00~16:00	利用者負担金・給食費の他に かかる費用	—	病児保育	—
	保育標準時間	7:00~18:00	7:00~18:00	7:30~18:30			病後児保育	—

16	施設名 (法人名)	のぎく保育園 (社会福祉法人 新水会)			所在地	酒門町5038番地	事業の実施状況	
	電話番号	225-6692	定員	80	HP	http://nogikukko.jp/	一時預かり	○
	開設時間	平日	土	休日	給食 (3歳以上児)	完全給食 5,500円/月	園庭開放	○
	最長開設時間	7:00~19:30	7:00~18:00	—			子育て支援拠点	—
	保育短時間	8:30~16:30	8:30~16:30	—	利用者負担金・給食費の他に かかる費用	絵本代、文房具代、 制服代等	病児保育	—
	保育標準時間	7:00~18:00	7:00~18:00	—			病後児保育	—

17	施設名 (法人名)	わかな保育園 (社会福祉法人 栄寿会)			所在地	根本2丁目582番地	事業の実施状況	
	電話番号	231-8456	定員	170	HP	http://www.wakana-hoikuen.com/	一時預かり	—
	開設時間	平日	土	休日	給食 (3歳以上児)	完全給食 7,000円/月 (土曜保育利用については 別途。詳細は園へ問合せ)	園庭開放	○
	最長開設時間	7:00~19:00	7:00~18:00	—			子育て支援拠点	—
	保育短時間	9:00~17:00	9:00~17:00	—	利用者負担金・給食費の他に かかる費用	個人用品代等	病児保育	—
	保育標準時間	7:00~18:00	7:00~18:00	—			病後児保育	—

18	施設名 (法人名)	笠原保育園 (社会福祉法人 かのう福祉会)			所在地	笠原町1827番地の3	事業の実施状況	
	電話番号	243-2439	定員	100	HP	http://www.ans.co.jp/n/kasahara/index.html	一時預かり	—
	開設時間	平日	土	休日	給食 (3歳以上児)	完全給食 5,500円/月	園庭開放	○
	最長開設時間	7:30~19:00	8:00~19:00	—			子育て支援拠点	—
	保育短時間	9:00~17:00	9:00~17:00	—	利用者負担金・給食費の他に かかる費用	絵本代、文房具代等	病児保育	—
	保育標準時間	7:30~18:30	8:00~19:00	—			病後児保育	—

19	施設名 (法人名)	はーとぴあ保育園 (社会福祉法人 愛の会)			所在地	大塚町1803番地の1	事業の実施状況	
	電話番号	251-1670	定員	90	HP	http://www.heart-pia.com/	一時預かり	○
	開設時間	平日	土	休日	給食 (3歳以上児)	完全給食 6,200円/月 (日・祝は弁当持参)	園庭開放	○
	最長開設時間	7:30~19:30	7:30~18:30	7:30~18:30			子育て支援拠点	—
	保育短時間	8:30~16:30	8:30~16:30	8:30~16:30	利用者負担金・給食費の他に かかる費用	絵本代、個人用品代、 制服代、保護者会費等	病児保育	—
	保育標準時間	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~18:30			病後児保育	—

20	施設名 (法人名)	けやき台保育園 (社会福祉法人 好和福祉会)		所在地	酒門町1578番地の8		事業の実施状況	
	電話番号	304-3311	定員	60	HP	http://www.ans.co.jp/n/keyakidai/	一時預かり	—
	開設時間	平日	土	休日	給食 (3歳以上児)	主食持参 4,500円/月	園庭開放	—
	最長開設時間	7:30~19:00	7:30~18:30	—			子育て支援拠点	—
	保育短時間	8:30~16:30	8:30~16:30	—	利用者負担金・給食費の他にかる費用	運動パンツ, 保護者会費, 絵本, 帽子, カバン等	病児保育	—
	保育標準時間	7:30~18:30	7:30~18:30	—			病後児保育	—

21	施設名 (法人名)	つばさ保育園 (社会福祉法人 大翔会)		所在地	鯉淵町2066番地の14		事業の実施状況	
	電話番号	257-0303	定員	80	HP	https://www.ans.co.jp/n/tsubasa-mito/	一時預かり	○
	開設時間	平日	土	休日	給食 (3歳以上児)	完全給食 5,500円/月	園庭開放	○
	最長開設時間	7:00~19:30	7:00~18:00	—			子育て支援拠点	—
	保育短時間	8:30~16:30	8:30~16:30	—	利用者負担金・給食費の他にかる費用	絵本代, 個人用品代, 体操服代(3歳以上), 保護者会費等	病児保育	—
	保育標準時間	7:00~18:00	7:00~18:00	—			病後児保育	—

22	施設名 (法人名)	小吹保育園 (社会福祉法人 桃李苑会)		所在地	小吹町2305番地の1		事業の実施状況	
	電話番号	305-4154	定員	110	HP	http://www.kobuki.ed.jp/	一時預かり	○
	開設時間	平日	土	休日	給食 (3歳以上児)	完全給食 6,000円/月	園庭開放	—
	最長開設時間	7:00~19:00	7:00~18:00	—			子育て支援拠点	—
	保育短時間	8:00~16:00	8:00~16:00	—	利用者負担金・給食費の他にかる費用	絵本代, 教材費, 制服代, 体操服代等	病児保育	—
	保育標準時間	7:00~18:00	7:00~18:00	—			病後児保育	—

23	施設名 (法人名)	ちやいどはうす保育園 (社会福祉法人 地球の子ども会)		所在地	笠原町150番地		事業の実施状況	
	電話番号	241-5007	定員	70	HP	http://www.childhouse.ed.jp	一時預かり	—
	開設時間	平日	土	休日	給食 (3歳以上児)	完全給食 5,500円/月	園庭開放	○
	最長開設時間	7:30~19:00	7:30~18:30	—			子育て支援拠点	○
	保育短時間	8:00~16:00	8:00~16:00	—	利用者負担金・給食費の他にかる費用	各種スクール代, 戸外活動バス代, オムツ定額制(処理費含む)等	病児保育	—
	保育標準時間	7:30~18:30	7:30~18:30	—			病後児保育	—

24	施設名 (法人名)	スワン保育園 (社会福祉法人 北養会)		所在地	東原3丁目2番6号		事業の実施状況	
	電話番号	303-3337	定員	90	HP	http://www.swanhoikuen.jp/	一時預かり	○
	開設時間	平日	土	休日	給食 (3歳以上児)	完全給食 7,000円/月	園庭開放	—
	最長開設時間	7:00~20:00	7:00~20:00	祝日のみ (7:00~18:00)			子育て支援拠点	—
	保育短時間	9:00~17:00	9:00~17:00	祝日のみ (9:00~17:00)	利用者負担金・給食費の他にかる費用	絵本代, 制服代, 布団リース代等	病児保育	○
	保育標準時間	7:00~18:00	7:00~18:00	祝日のみ (7:00~18:00)			病後児保育	—

25	施設名 (法人名)	ほうとく保育園 (社会福祉法人 晴芳会)		所在地	河和田町3961番地		事業の実施状況	
	電話番号	306-8860	定員	100	HP	http://www.ans.co.jp/n/houtoku/	一時預かり	○
	開設時間	平日	土	休日	給食 (3歳以上児)	完全給食 6,500円/月	園庭開放	○
	最長開設時間	7:00~19:00	7:00~19:00	7:00~19:00			子育て支援拠点	—
	保育短時間	8:30~16:30	8:30~16:30	8:30~16:30	利用者負担金・給食費の他にかる費用	遠足代等	病児保育	—
	保育標準時間	7:00~18:00	7:00~18:00	7:00~18:00			病後児保育	—
26	施設名 (法人名)	ときわの杜保育園 (社会福祉法人 好和福祉会)		所在地	元石川町2534番地の2		事業の実施状況	
	電話番号	306-8296	定員	90	HP	http://www.ans.co.jp/n/tokiwanomori/lp.html	一時預かり	○
	開設時間	平日	土	休日	給食 (3歳以上児)	主食持参 4,500円/月	園庭開放	—
	最長開設時間	7:30~19:00	7:30~18:30	—			子育て支援拠点	—
	保育短時間	8:30~16:30	8:30~16:30	—	利用者負担金・給食費の他にかる費用	運動パンツ, 保護者会費, カバン等	病児保育	—
	保育標準時間	7:30~18:30	7:30~18:30	—			病後児保育	—
27	施設名 (法人名)	第二めぐみ保育園 (社会福祉法人 恵和会)		所在地	河和田町425番地		事業の実施状況	
	電話番号	303-5007	定員	90	HP	http://www.miwa-megumi.ed.jp/	一時預かり	○
	開設時間	平日	土	休日	給食 (3歳以上児)	完全給食 6,500円/月	園庭開放	—
	最長開設時間	7:00~19:30	7:00~18:00	—			子育て支援拠点	—
	保育短時間	9:00~17:00	9:00~17:00	—	利用者負担金・給食費の他にかる費用	保護者会費等	病児保育	—
	保育標準時間	7:00~18:00	7:00~18:00	—			病後児保育	—
28	施設名 (法人名)	堀あさひこども園 (社会福祉法人 ハートフルスマイル)		所在地	堀町209番地の1		事業の実施状況	
	電話番号	303-5551	定員	110	HP	http://horiasahi.com/	一時預かり	○
	開設時間	平日	土	休日	給食 (3歳以上児)	完全給食 6,000円/月	園庭開放	—
	最長開設時間	7:00~19:00	7:00~19:00	7:00~19:00			子育て支援拠点	—
	保育短時間	8:30~16:30	8:30~16:30	8:30~16:30	利用者負担金・給食費の他にかる費用	制服代, 保護者会費等	病児保育	—
	保育標準時間	7:00~18:00	7:00~18:00	7:00~18:00			病後児保育	○
29	施設名 (法人名)	ルミエール保育園 (社会福祉法人 三愛福祉会)		所在地	平須町1218番地の1		事業の実施状況	
	電話番号	239-3806	定員	120	HP	http://sanai-fukushikai.ed.jp/	一時預かり	○
	開設時間	平日	土	休日	給食 (3歳以上児)	完全給食 6,500円/月	園庭開放	—
	最長開設時間	7:00~19:00	7:00~18:00	—			子育て支援拠点	—
	保育短時間	8:00~16:00	8:00~16:00	—	利用者負担金・給食費の他にかる費用	教材費, 絵本代, 制服代等	病児保育	—
	保育標準時間	7:00~18:00	7:00~18:00	—			病後児保育	—

30	施設名 (法人名)	ちやいどはうす森のほいくえん (社会福祉法人 地球の子ども会)		所在地	平須町2366番地の1		事業の実施状況	
	電話番号	246-6300	定員	90	HP	http://www.childhouse.ed.jp	一時預かり	○
	開設時間	平日	土	休日	給食 (3歳以上児)	完全給食 5,500円/月	園庭開放	—
	最長開設時間	7:30~19:00	7:30~18:30	—			子育て支援拠点	—
	保育短時間	8:00~16:00	8:00~16:00	—	利用者負担金・給食費の他にかる費用	教材費、オムツ定額制(処理費含む)等	病児保育	—
	保育標準時間	7:30~18:30	7:30~18:30	—			病後児保育	—
31	施設名 (法人名)	つぼみさく保育園 (社会福祉法人 豊心の会)		所在地	笠原町400番地の3		事業の実施状況	
	電話番号	291-4152	定員	90	HP	http://www.tsubomi-saku.com/	一時預かり	○
	開設時間	平日	土	休日	給食 (3歳以上児)	完全給食 6,500円/月	園庭開放	○
	最長開設時間	7:00~20:00	7:00~20:00	8:00~19:00			子育て支援拠点	—
	保育短時間	8:30~16:30	8:30~16:30	8:30~16:30	利用者負担金・給食費の他にかる費用	教材費等	病児保育	—
	保育標準時間	7:00~18:00	7:00~18:00	8:00~19:00			病後児保育	—
32	施設名 (法人名)	うちはらスワン保育園 (社会福祉法人 北養会)		所在地	鯉淵町2222番地の1		事業の実施状況	
	電話番号	259-3481	定員	90	HP	http://swanhoikuen.jp/uchihara	一時預かり	○
	開設時間	平日	土	休日	給食 (3歳以上児)	完全給食 7,000円/月	園庭開放	—
	最長開設時間	7:00~20:00	7:00~20:00	祝日のみ (7:00~18:00)			子育て支援拠点	—
	保育短時間	9:00~17:00	9:00~17:00	祝日のみ (9:00~17:00)	利用者負担金・給食費の他にかる費用	絵本代、制服代、体操服代、布団リース代等	病児保育	—
	保育標準時間	7:00~18:00	7:00~18:00	祝日のみ (7:00~18:00)			病後児保育	—
33	施設名 (法人名)	すずらん保育園 (社会福祉法人 北友会)		所在地	浜田町443番地の1		事業の実施状況	
	電話番号	224-6001	定員	90	HP	http://www.watarisuzuranen.jp	一時預かり	○
	開設時間	平日	土	休日	給食 (3歳以上児)	完全給食 6,500円/月	園庭開放	—
	最長開設時間	7:30~19:30	7:30~19:30	7:30~19:30			子育て支援拠点	—
	保育短時間	8:30~16:30	8:30~16:30	8:30~16:30	利用者負担金・給食費の他にかる費用	教材費、絵本代、スモック代、体操服代(3歳児以上)、父母会費等	病児保育	—
	保育標準時間	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~18:30			病後児保育	—
34	施設名 (法人名)	ユーアイほいくえん (社会福祉法人 ユーアイ村)		所在地	吉沼町1447番地の1		事業の実施状況	
	電話番号	297-1211	定員	115	HP	https://www.you-i-mura.com/	一時預かり	○
	開設時間	平日	土	休日	給食 (3歳以上児)	完全給食 6,500円/月	園庭開放	○
	最長開設時間	7:00~19:00	7:00~19:00	7:00~19:00			子育て支援拠点	○
	保育短時間	8:30~16:30	8:30~16:30	8:30~16:30	利用者負担金・給食費の他にかる費用	カラー帽子代、教材費、卒園準備金(5歳児)等	病児保育	—
	保育標準時間	7:00~18:00	7:00~18:00	7:00~18:00			病後児保育	—

35	施設名 (法人名)	元気の森保育園 (社会福祉法人 親愛会)		所在地	東野町620番地の4		事業の実施状況	
	電話番号	353-7311	定員	120	HP	http://genki.shinaikai.or.jp	一時預かり	○
	開設時間	平日	土	休日	給食 (3歳以上児)	完全給食 7,000円/月	園庭開放	○
	最長開設時間	7:30~19:00	7:30~18:30	7:30~18:30			子育て支援拠点	—
	保育短時間	8:30~16:30	8:30~16:30	8:30~16:30	利用者負担金・給食費の他にかる費用	教材費, 絵本代, 制服代, 体操服代, 保護者会費	病児保育	—
保育標準時間	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~18:30			病後児保育	—	
36	施設名 (法人名)	桜ノ牧保育園 (社会福祉法人 公重会)		所在地	小吹町2053番地の33		事業の実施状況	
	電話番号	350-7550	定員	90	HP	—	一時預かり	○
	開設時間	平日	土	休日	給食 (3歳以上児)	完全給食 7,000円/月	園庭開放	○
	最長開設時間	7:00~20:00	7:00~20:00	7:00~20:00			子育て支援拠点	—
	保育短時間	8:00~16:00	8:00~16:00	8:00~16:00	利用者負担金・給食費の他にかる費用	絵本代, 体操服代, スモック代, 諸経費等	病児保育	—
保育標準時間	7:00~18:00	7:00~18:00	7:00~18:00			病後児保育	—	
37	施設名 (法人名)	百合が丘ひまわり保育園 (社会福祉法人 太陽会)		所在地	元石川町926番地の9		事業の実施状況	
	電話番号	350-1772	定員	100	HP	http://www.taiyou-himawari.or.jp/	一時預かり	○
	開設時間	平日	土	休日	給食 (3歳以上児)	完全給食 6,500円/月	園庭開放	○
	最長開設時間	7:00~19:30	7:00~18:30	7:30~18:30			子育て支援拠点	○
	保育短時間	8:00~16:00	8:00~16:00	8:00~16:00	利用者負担金・給食費の他にかる費用	個人用品代, オムツ定額制(処理費含む), 絵本代	病児保育	—
保育標準時間	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~18:30			病後児保育	—	
							体調不良児保	○
38	施設名 (法人名)	泉町保育園 (一般社団法人 育仁会)		所在地	泉町2丁目4番28号		事業の実施状況	
	電話番号	303-6644	定員	40	HP	http://izumicyo-hoikuen.jp	一時預かり	—
	開設時間	平日	土	休日	給食 (3歳以上児)	完全給食 6,000円/月 (日・祝は弁当持参)	園庭開放	—
	最長開設時間	7:30~19:30	7:30~19:00	7:30~19:00			子育て支援拠点	—
	保育短時間	8:30~16:30	8:30~16:30	8:30~16:30	利用者負担金・給食費の他にかる費用	教材費等	病児保育	—
保育標準時間	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~18:30			病後児保育	—	
39	施設名 (法人名)	こぼとラブリィ保育園 (社会福祉法人 こぼと福祉会)		所在地	元吉田町2981番地		事業の実施状況	
	電話番号	246-6611	定員	60	HP	http://www.ans.co.jp/u/kobatofukushikai/	一時預かり	○
	開設時間	平日	土	休日	給食 (3歳以上児)	完全給食 5,500円/月	園庭開放	—
	最長開設時間	7:30~19:00	7:30~19:00	—			子育て支援拠点	—
	保育短時間	8:00~16:00	8:00~16:00	—	利用者負担金・給食費の他にかる費用	—	病児保育	—
保育標準時間	7:30~18:30	7:30~18:30	—			病後児保育	—	

40	施設名 (法人名)	はぐくみの森あさひ保育園 (学校法人 あさひ学園)		対象：3歳になる 年度の3月末まで	所在地	渋井町247番地の5	事業の実施状況	
	電話番号	303-6086	定員	60	HP	http://www.hagukumiasahi.net/	一時預かり	○
	開設時間	平日	土	休日	提携施設	認定こども園あさひ幼稚園	園庭開放	○
	最長開設 時間	7:30~19:00	7:30~19:00	—	給食 (3歳以上児)	—	子育て 支援拠点	—
	保育 短時間	8:30~16:30	8:30~16:30	—	利用者負担 金・給食費 の他に かかる費用	オムツ処分代, 教材費, 布団リース代(希望者)等	病児保育	—
	保育 標準時間	7:30~18:30	7:30~18:30	—			病後児保育	○
41	施設名 (法人名)	はーとびあ保育園桜ノ牧 (社会福祉法人 愛の会)			所在地	小吹町1995番地の1	事業の実施状況	
	電話番号	305-1181	定員	90	HP	http://www.heart-pia.com/	一時預かり	○
	開設時間	平日	土	休日	給食 (3歳以上児)	完全給食 6,200円/月 (日・祝は弁当持参)	園庭開放	○
	最長開設 時間	7:30~19:30	7:30~18:30	7:30~18:30			子育て 支援拠点	—
	保育 短時間	8:30~16:30	8:30~16:30	8:30~16:30	利用者負担 金・給食費 の他に かかる費用	絵本代, 個人用品代, 体操服代等	病児保育	—
	保育 標準時間	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~18:30			病後児保育	—
42	施設名 (法人名)	わくわくの森保育園 (社会福祉法人 親愛会)			所在地	堀町2296番地の7	事業の実施状況	
	電話番号	353-7780	定員	120	HP	http://wakuwaku.shinaikai.or.jp	一時預かり	○
	開設時間	平日	土	休日	給食 (3歳以上児)	完全給食 7,000円/月	園庭開放	○
	最長開設 時間	7:30~19:00	7:30~18:30	7:30~18:30			子育て 支援拠点	○
	保育 短時間	8:30~16:30	8:30~16:30	8:30~16:30	利用者負担 金・給食費 の他に かかる費用	教材費, 絵本代, 保護者会費, スモック代等	病児保育	—
	保育 標準時間	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~18:30			病後児保育	—
43	施設名 (法人名)	すずらん石川保育園 (社会福祉法人 北友会)			所在地	石川1丁目3858番地の1	事業の実施状況	
	電話番号	306-7177	定員	90	HP	http://www.watarisuzuranen.jp	一時預かり	○
	開設時間	平日	土	休日	給食 (3歳以上児)	完全給食 6,500円/月	園庭開放	—
	最長開設 時間	7:30~19:30	7:30~19:30	7:30~19:30			子育て 支援拠点	—
	保育 短時間	8:30~16:30	8:30~16:30	8:30~16:30	利用者負担 金・給食費 の他に かかる費用	絵本代, 体操服代 (3歳児以上), 父母会費等	病児保育	—
	保育 標準時間	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~18:30			病後児保育	—
44	施設名 (法人名)	よつ葉吉沢保育園 (社会福祉法人 よつ葉会)			所在地	吉沢町698番地の2	事業の実施状況	
	電話番号	291-8515	定員	60	HP	https://yotsuba.yoshizawahoikuen.com	一時預かり	○
	開設時間	平日	土	休日	給食 (3歳以上児)	完全給食 6,500円/月	園庭開放	—
	最長開設 時間	7:00~19:00	7:00~18:00	—			子育て 支援拠点	—
	保育 短時間	8:30~16:30	8:30~16:30	—	利用者負担 金・給食費 の他に かかる費用	絵本代, 行事費, 教材費, 制服代等	病児保育	—
	保育 標準時間	7:00~18:00	7:00~18:00	—			病後児保育	—

45	施設名 (法人名)	彩の国保育園 (株式会社 スリーイング)		所在地	笠原町1228番地の10		事業の実施状況	
	電話番号	241-8655	定員	60	HP	https://www.ayanokuni.jp	一時預かり	○
	開設時間	平日	土	休日	給食 (3歳以上児)	完全給食 7,000円/月	園庭開放	—
	最長開設時間	7:30~19:00	7:30~18:30	—			子育て支援拠点	—
	保育短時間	8:30~16:30	8:30~16:30	—	利用者負担金・給食費の他にかる費用	絵本代、個人用品代、行事費等	病児保育	—
保育標準時間	7:30~18:30	7:30~18:30	—			病後児保育	—	
46	施設名 (法人名)	さんさん保育園 (社会福祉法人 みんなのえがお)		所在地	米沢町330-1		事業の実施状況	
	電話番号	350-2537	定員	70	HP	https://www.sunsun310.com/	一時預かり	—
	開設時間	平日	土	休日	給食 (3歳以上児)	完全給食 7,500円/月	園庭開放	—
	最長開設時間	7:00~19:00	7:00~19:00	—			子育て支援拠点	予定
	保育短時間	8:00~16:00	8:00~16:00	—	利用者負担金・給食費の他にかる費用	教材費、オムツ処分代等	病児保育	—
保育標準時間	7:30~18:30	7:30~18:30	—			病後児保育	—	
47	施設名 (法人名)	あさひまちなか保育園 (社会福祉法人 ハートフルスマイル)		対象：3歳になる年度の3月末まで 所在地	南町2丁目5番2号		事業の実施状況	
	電話番号	303-5527	定員	30	HP	http://www.asahimachinaka.com	一時預かり	○
	開設時間	平日	土	休日	提携施設	認定こども園あさひ幼稚園	園庭開放	—
	最長開設時間	7:30~19:00	7:30~19:00	—	給食 (3歳以上児)	—	子育て支援拠点	—
	保育短時間	8:30~16:30	8:30~16:30	—	利用者負担金・給食費の他にかる費用	布団リース代、オムツ処分代、教材費、絵本代等	病児保育	—
保育標準時間	7:30~18:30	7:30~18:30	—			病後児保育	—	
48	施設名 (法人名)	笠原ひまわり保育園 (特定非営利活動法人 ひまわりのお家)		所在地	笠原町1396番地の3		事業の実施状況	
	電話番号	243-9213	定員	40	HP	http://www.himawari-ouchi.com/	一時預かり	—
	開設時間	平日	土	休日	給食 (3歳以上児)	完全給食 6,500円/月	園庭開放	—
	最長開設時間	7:30~19:00	7:30~18:30	—			子育て支援拠点	—
	保育短時間	8:00~16:00	8:00~16:00	—	利用者負担金・給食費の他にかる費用	諸経費、絵本代等	病児保育	—
保育標準時間	7:30~18:30	7:30~18:30	—			病後児保育	—	
49	施設名 (法人名)	ウォーターリリーナーサリー (学校法人 リリー文化学園)		所在地	全隈町261番地		事業の実施状況	
	電話番号	350-4504	定員	40	HP	http://nursery.waterliry.co.jp	一時預かり	—
	開設時間	平日	土	休日	給食 (3歳以上児)	完全給食 8,000円/月	園庭開放	—
	最長開設時間	7:30~19:00	7:30~18:30	—			子育て支援拠点	—
	保育短時間	8:00~16:00	8:00~16:00	—	利用者負担金・給食費の他にかる費用	絵本代、用品代、教材代、遠足代等	病児保育	—
保育標準時間	7:30~18:30	7:30~18:30	—			病後児保育	—	

50	施設名 (法人名)	どんぐりの友保育園 (株式会社 夢大園)		所在地	開江町1623番地の3		事業の実施状況	
	電話番号	353-7381	定員	60	HP	https://donguri-tomo-hoikuen.com	一時預かり	○
	開設時間	平日	土	休日	給食 (3歳以上児)	完全給食 7,500円/月	園庭開放	—
	最長開設時間	7:00~19:00	7:00~19:00	7:00~19:00			子育て支援拠点	○
	保育短時間	8:00~16:00	8:00~16:00	8:00~16:00	利用者負担金・給食費の他に かかる費用	教材費、特別教室等	病児保育	—
	保育標準時間	7:00~18:00	7:00~18:00	7:00~18:00			病後児保育	—

51	施設名 (法人名)	こぼとりパティナー保育園 (社会福祉法人 こぼと福祉会)		所在地	自由が丘5番43号		事業の実施状況	
	電話番号	350-7600	定員	50	HP	http://www.ans.co.jp/u/kobatofukushikai/	一時預かり	○
	開設時間	平日	土	休日	給食 (3歳以上児)	完全給食 5,500円/月	園庭開放	—
	最長開設時間	7:30~19:00	7:30~19:00	—			子育て支援拠点	—
	保育短時間	8:00~16:00	8:00~16:00	—	利用者負担金・給食費の他に かかる費用	—	病児保育	—
	保育標準時間	7:30~18:30	7:30~18:30	—			病後児保育	—

7-9 地域型保育事業（家庭的保育事業）

- 生後6か月から3歳になる年度の3月末までの児童が対象です。
- 家庭的な雰囲気の中で、少人数の低年齢児をお預かりします。
- 保育者との話し合いにより、延長保育が可能な場合もあります。
- 保育場所から近い市立保育所・認定こども園と連携を図り、緊急時の代替保育や連携施設の園庭を活用した保育等を行います。家庭的保育支援者（保育士資格のある幼児保育課職員）が定期的に保育場所を訪問し、支援します。

【参考】 ●表の見方→21ページ ●申込みの方法→5～6ページ ●利用者負担金→13ページ

※各施設に振られている番号は、裏表紙のマップに対応しています。

1	施設名	はーとほうす		所在地	見川町2131番地の1586		事業の実施状況	
	電話番号	243-8215	定員	5	HP	https://hoiku-hearthouse.crayonsite.info	一時預かり	○
	開設時間	平日	土	休日	連携施設	緑岡保育所	園庭開放	—
	延長保育	8:00~17:00	8:00~12:00	—	一時預かり	—	子育て支援拠点	○
	延長保育	応相談	利用者負担金の他に かかる費用	延長保育料金等	備考	保育士資格・幼稚園教諭免許あり、 補助者・調理員あり	病児保育	—

2	施設名	ベリーベルすずき保育室		所在地	米沢町85番地の2		事業の実施状況	
	電話番号	248-2310	定員	5	HP	https://www.berrybellsuzukinursery.com/	一時預かり	○
	開設時間	平日	土	休日	連携施設	白梅保育所	園庭開放	—
	延長保育	8:00~17:00	8:00~12:00	—	一時預かり	—	子育て支援拠点	○
	延長保育	応相談	利用者負担金の他に かかる費用	延長保育料金等	備考	保育士資格あり、補助者・調理員あり	病児保育	—

3	施設名	ハピスマイル		所在地	千波町	
	電話番号	090-6104-4806	定員	5	HP	—
		平日	土	休日	連携施設	緑岡保育所
	開設時間	8:00~17:00	8:00~12:00	—	一時預かり	○
	延長保育	応相談	利用者負担金 他にかかる費用	延長保育料金等	備考	保育士資格あり、補助者・調理員あり

4	施設名	託児るーむ りあん		所在地	渡里町	
	電話番号	080-8052-6522	定員	3	HP	—
		平日	土	休日	連携施設	渡里保育所
	開設時間	8:00~17:00	8:00~12:00	—	備考	保育士資格・幼稚園教諭免許あり、補助者・調理員あり
	延長保育	応相談	利用者負担金 他にかかる費用	延長保育料金等		

5	施設名	内原ベビーセンター げんきっず		所在地	内原町1064番地	
	電話番号	259-2152	定員	5	HP	—
		平日	土	休日	連携施設	内原認定こども園
	開設時間	8:00~17:00	8:00~12:00	—	備考	補助者（保育士資格あり）・調理員あり
	延長保育	応相談	利用者負担金 他にかかる費用	延長保育料金等		

6	施設名	保育ルーム ひなた		所在地	元吉田町	
	電話番号	080-9981-8236	定員	3	HP	—
		平日	土	休日	連携施設	白梅保育所
	開設時間	8:00~17:00	8:00~12:00	—	備考	保育士資格・幼稚園教諭免許あり、補助者・調理員あり
	延長保育	応相談	利用者負担金 他にかかる費用	延長保育料金等		

7	施設名	うらら保育室		所在地	吉沢町	
	電話番号	246-3836	定員	5	HP	http://www.pokapoka.or.jp/
		平日	土	休日	連携施設	平須保育所
	開設時間	8:00~17:00	8:00~12:00	—	一時預かり	○
	延長保育	応相談	利用者負担金 他にかかる費用	延長保育料金等	備考	補助者（保育士資格・幼稚園教諭免許あり）・調理員あり

8	施設名	こはく保育室		所在地	東台	
	電話番号	291-3862	定員	5	HP	—
		平日	土	休日	連携施設	城東保育所
	開設時間	8:00~17:00	8:00~12:00	—	備考	補助者（保育士資格あり）・調理員あり
	延長保育	応相談	利用者負担金 他にかかる費用	延長保育料金等		

7-10 地域型保育事業（小規模保育事業）

- (1) 生後2か月から3歳になる年度の3月末までの児童が対象です。
 (2) 定員19人以下の少人数で低年齢児をお預かりします。

【参考】 ●表の見方→21ページ ●申込みの方法→5～6ページ ●利用者負担金→14～15ページ

※各施設に振られている番号は、裏表紙のマップに対応しています。

1	施設名 (法人名)	スマイルハウス水戸 (プレビ 株式会社)		所在地	笠原町978番地の39 ロゼオ水戸店内	
	電話番号	303-5359	定員	19	HP	http://mamasmile.jp/mito-hoiku/
	開設時間	平日	土	休日	連携施設	ひばり保育園
	最長開設時間	7:30～19:30	7:30～18:30	—		
	保育短時間	8:00～16:00	8:00～16:00	—	利用者負担金の 他にかかる費用	教材費， 絵本代， 行事費等
	保育標準時間	7:30～18:30	7:30～18:30	—		

2	施設名 (法人名)	白ゆり保育園 (株式会社 サンライズ)		所在地	堀町832番地の1	
	電話番号	254-1188	定員	19	HP	http://www.shirayurihoikuen.com
	開設時間	平日	土	休日	連携施設	認定こども園赤塚幼稚園 認定こども園渡里幼稚園 認定こども園常磐大学幼稚園 堀あさひこども園 すずらん石川保育園 どんぐりの友保育園
	最長開設時間	7:00～19:00	7:00～19:00	—		
	保育短時間	8:30～16:30	8:30～16:30	—	利用者負担金の 他にかかる費用	教材費（ノート代等）
	保育標準時間	7:00～18:00	7:00～18:00	—		

3	施設名 (法人名)	よつ葉ナーサリー (NPO法人 よつ葉ナーサリー)		所在地	吉沢町699番地の4	
	電話番号	388-2017 080-8037-3539	定員	19	HP	http://yotsubanursery.com
	開設時間	平日	土 ※連携園でのお預かりです	休日	連携施設	よつ葉吉沢保育園 石川保育園 元吉田さくら認定こども園
	最長開設時間	7:30～19:00	7:00～18:00	—		
	保育短時間	8:30～16:30	8:30～16:30	—	利用者負担金の 他にかかる費用	行事費， 教材費， 絵本代等
	保育標準時間	7:30～18:30	7:00～18:00	—		

4	施設名	ちゃいるどはうすNido&Infant		所在地	見和1丁目321番地の7	
	電話番号	297-1200	定員	19	HP	http://www.childhouse.ed.jp
	開設時間	平日	土 ※連携園でのお預かりです	休日	連携施設	ちゃいるどはうす保育園 ちゃいるどはうす森のほいくえん
	最長開設時間	7:30～19:00	7:30～18:30	—		
	保育短時間	8:00～16:00	8:00～16:00	—	利用者負担金の 他にかかる費用	連絡帳， おさんぽ帽子， 手さげ バック， オムツ定額制（処理代 含む）等
	保育標準時間	7:30～18:30	7:30～18:30	—		

5	施設名 (法人名)	みのり保育園 (社会福祉法人 三愛福祉会)		所在地	愛宕町3番4号	
	電話番号	239-3744	定員	19	HP	http://sanai-fukushikai.ed.jp/
	開設時間	平日	土	休日	連携施設	ひかり保育園 認定こども園常磐大学幼稚園
	最長開設時間	7:30~19:00	7:30~18:30	—	実施している事業	一時預かり
	保育短時間	8:00~16:00	8:00~16:00	—	利用者負担金 他にかかる費用	教材費等
	保育標準時間	7:30~18:30	7:30~18:30	—		

6	施設名 (法人名)	キララかわわだナーサリー (NPO法人 キララこそだて支援センター)		所在地	河和田町1193番地の5	
	電話番号	291-3971	定員	19	HP	http://www.kirara-b.s.s.com/
	開設時間	平日	土	休日	連携施設	第二めぐみ保育園 認定こども園聖母幼稚園
	最長開設時間	7:00~20:00	7:00~20:00	7:30~18:30 (祝日のみ)		
	保育短時間	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00 (祝日のみ)	利用者負担金 他にかかる費用	教材費等
	保育標準時間	7:30~18:30	7:30~18:30	7:30~18:30 (祝日のみ)		

7	施設名 (法人名)	かしわノ木県庁前保育園 (株式会社 アルケミスト)		所在地	笠原町416番地の3	
	電話番号	297-3383	定員	19	HP	http://kashiwanoki.jp/
	開設時間	平日	土	休日	連携施設	見和めぐみ保育園 認定こども園少友幼稚園 すずらん保育園 すずらん石川保育園 彩の国保育園
	最長開設時間	7:30~20:00	7:30~20:00	—		
	保育短時間	8:00~16:00	8:00~16:00	—		
	保育標準時間	8:00~19:00	8:00~19:00	—	利用者負担金 他にかかる費用	入園時のみ帽子代等

8	施設名 (法人名)	のぎくhope保育園 (社会福祉法人 新水会)		所在地	城東1丁目4番20号	
	電話番号	297-7757	定員	19	HP	—
	開設時間	平日	土	休日	連携施設	のぎく保育園
	最長開設時間	7:30~19:00	7:30~19:00	—		
	保育短時間	8:00~16:00	8:00~16:00	—	利用者負担金 他にかかる費用	—
	保育標準時間	7:30~18:30	7:30~18:30	—		

9	施設名 (法人名)	梅の香保育園 (一般社団法人 育仁会)		所在地	赤塚1丁目1996番地の31	
	電話番号	297-7202	定員	19	HP	http://umenoka-hoikuen.jp/
	開設時間	平日	土	休日	連携施設	泉町保育園 認定こども園赤塚幼稚園 認定こども園聖母幼稚園
	最長開設時間	7:30~19:00	7:30~19:00	—		
	保育短時間	8:30~16:30	8:30~16:30	—	利用者負担金 他にかかる費用	教材費500円
	保育標準時間	7:30~18:30	7:30~18:30	—		

10	施設名 (法人名)	ちゃいんどはうす小さなうち (社会福祉法人 地球の子ども会)	所在地	笠原町511番地の1	
	電話番号	244-0005	定員	19	HP http://www.childhouse.ed.jp
	開設時間	平日	土 ※連携園でのお預かりです	休日	連携施設 ちゃいんどはうす保育園 ちゃいんどはうす森のほいくえん
	最長開設時間	7:30~19:00	7:30~18:30	—	
	保育短時間	8:00~16:00	8:00~16:00	—	利用者負担金の 他にかかる費用
	保育標準時間	7:30~18:30	7:30~18:30	—	

11	施設名 (法人名)	ほうとくLALA保育園 (社会福祉法人 晴芳会)	所在地	河和田町3961番地	
	電話番号	252-1560	定員	19	HP —
	開設時間	平日	土	休日	連携施設 ほうとく保育園
	最長開設時間	7:00~19:00	7:00~19:00	—	
	保育短時間	8:30~16:30	8:30~16:30	—	利用者負担金の 他にかかる費用
	保育標準時間	7:00~18:00	7:00~18:00	—	

12	施設名 (法人名)	すくすく小規模保育園 (社会福祉法人 かのう福祉会)	所在地	笠原町1861番地の4	
	電話番号	350-7056	定員	19	HP http://www.ans.co.jp/n/kasahara/sukusuku/outline/html
	開設時間	平日	土	休日	連携施設 笠原保育園
	最長開設時間	7:30~18:30	7:30~18:30	—	
	保育短時間	8:30~16:30	8:30~16:30	—	利用者負担金の 他にかかる費用
	保育標準時間	7:30~18:30	7:30~18:30	—	

13	施設名 (法人名)	すぎのこ住吉保育園 (株式会社 Cedar Child)	所在地	住吉町50番地の15	
	電話番号	350-6303	定員	19	HP https://cedar-child.com/
	開設時間	平日	土	休日	連携施設 見和めぐみ保育園 認定こども園あさひ幼稚園 元吉田さくら認定こども園
	最長開設時間	7:30~19:00	7:30~19:00	—	
	保育短時間	8:00~16:00	8:00~16:00	—	利用者負担金の 他にかかる費用
	保育標準時間	7:30~18:30	7:30~18:30	—	

14	施設名 (法人名)	キッズフィールド吉沢町園 (株式会社 JFA)	所在地	吉沢町295番地の1	
	電話番号	350-5320	定員	19	HP http://japan-future-aid.com/
	開設時間	平日	土	休日	連携施設 さんさん保育園 ときわの杜保育園 笠原保育園 (仮)認定こども園みどり幼稚園 認定こども園常磐大学幼稚園
	最長開設時間	7:30~19:00	7:30~18:30	—	
	保育短時間	8:30~16:30	8:30~16:30	—	利用者負担金の 他にかかる費用
	保育標準時間	7:30~18:30	7:30~18:30	—	

15	施設名 (法人名)	こぼとスイート保育園 (社会福祉法人 こぼと福祉会)		所在地	元吉田町2983番地の2	
	電話番号	297-6088	定員	19	HP	http://www.ans.co.jp/u/kobatofukushikai/
	開設時間	平日	土	休日	連携施設	こぼとラブリー保育園
	最長開設時間	7:30~19:00	7:30~19:00	—	実施している事業	一時預かり
	保育短時間	8:00~16:00	8:00~16:00	—	利用者負担金 他にかかる費用	—
	保育標準時間	7:30~18:30	7:30~18:30	—		

16	施設名 (法人名)	みおんナーサリー (社会福祉法人 三愛福祉会)		所在地	平須町1218番地	
	電話番号	297-3908	定員	19	HP	http://sanai-fukushikai.ed.jp/
	開設時間	平日	土	休日	連携施設	ルミエール保育園 認定こども園常磐大学幼稚園
	最長開設時間	7:00~18:30	7:00~18:00	—	実施している事業	一時預かり
	保育短時間	8:00~16:00	8:00~16:00	—	利用者負担金 他にかかる費用	教材費等
	保育標準時間	7:00~18:00	7:00~18:00	—		

17	施設名 (法人名)	すまいるキッズ緑岡保育園 (社会福祉法人 美成福祉会)		所在地	千波町2362番地の13	
	電話番号	241-0111	定員	19	HP	http://biseihukushi.com
	開設時間	平日	土	休日	連携施設	元吉田さくら認定こども園
	最長開設時間	7:30~19:00	7:30~18:30	—		
	保育短時間	7:30~15:30	7:30~15:30	—	利用者負担金 他にかかる費用	—
	保育標準時間	7:30~18:30	7:30~18:30	—		

18	施設名 (法人名)	つぼみさくyume保育園 (社会福祉法人 豊心の会)		所在地	笠原町656番地の1	
	電話番号	297-4151	定員	19	HP	—
	開設時間	平日	土	休日	連携施設	ほうとく保育園 つぼみさく保育園
	最長開設時間	7:00~20:00	7:00~20:00	8:00~19:00		
	保育短時間	8:30~16:30	8:30~16:30	8:30~16:30	利用者負担金 他にかかる費用	教材費, 個人購入品代 (帽子等)
	保育標準時間	7:00~18:00	7:00~18:00	8:00~19:00		

19	施設名 (法人名)	すぎのこ見和保育園 (株式会社 Cedar Child)		所在地	見和1丁目307番地の8	
	電話番号	350-2330	定員	19	HP	https://cedar-child.com/
	開設時間	平日	土	休日	連携施設	見和めぐみ保育園 認定こども園あさひ幼稚園 認定こども園常磐大学幼稚園
	最長開設時間	7:30~19:00	7:30~19:00	—		
	保育短時間	8:00~16:00	8:00~16:00	—	利用者負担金 他にかかる費用	入園時備品代等
	保育標準時間	7:30~18:30	7:30~18:30	—		

8 施設一覧 (令和6年4月1日予定) ※各施設に振られている番号は、裏表紙のマップに対応しています。***

	No.	施設名	所在地	電話番号	開設時間(平日)	休日保育
幼稚園	市立	1 緑岡幼稚園	見川町2563番地	241-1319	概ね9:00~16:00	—
		2 寿幼稚園	平須町1761番地	241-4595	概ね9:00~16:00	—
		3 国田幼稚園	下国井町2595番地の1	239-7401	概ね9:00~18:00	—
		4 酒門幼稚園	酒門町1245番地の3	247-7980	概ね9:00~16:00	—
		5 吉田が丘幼稚園	元吉田町1736番地の9	247-8145	概ね9:00~16:00	—
		6 笠原幼稚園	笠原町92番地の1	243-4124	概ね9:00~16:00	—
	私立	1 水戸幼稚園	緑町3丁目9番36号	221-6084	8:00~18:00	—
		2 吉田幼稚園	元吉田町1977番地の34	247-5556	7:30~18:00	—
		3 河和田幼稚園	河和田町1183番地	251-3154	8:00~18:00	—
認定こども園(幼稚園型)	市立	1 石川認定こども園	石川4丁目4037番地の6	252-2990	8:00~18:00	—
		2 浜田認定こども園	浜田1丁目1番2号	221-5268	8:00~18:00	—
		3 常磐認定こども園	西原1丁目3番65号	221-6426	8:00~18:00	—
	私立	1 認定こども園フレンド 少女幼稚園	備前町5番36号	221-0781	7:45~18:15	—
		2 認定こども園あかつか 赤塚幼稚園	赤塚1丁目1997番地	251-9203	7:30~18:30	—
		3 認定こども園わたり 渡里幼稚園	堀町958番地の4	231-5920	7:30~18:30	—
		4 認定こども園 大塚ひのまる幼稚園	大塚町1583番地	251-8517	7:30~18:00	—
		5 認定こども園 あさひ幼稚園	渋井町254番地	231-5732	7:30~19:00	—
		6 認定こども園あたご 水戸英宏愛宕幼稚園	愛宕町10番5号	231-1360	8:00~18:00	—
		7 認定こども園ひらす 水戸英宏平須幼稚園	平須町1820番地の116	241-3376	8:00~18:00	—
		8 認定こども園 常磐大学幼稚園	見和1丁目425番地	232-2680	7:30~18:30	—
9 認定こども園 聖母幼稚園	五軒町2丁目4番32号	225-6200	7:45~18:00	—		
10 認定こども園 愛恩幼稚園	南町3丁目4番44号	221-5027	7:30~18:00	—		
11 (仮)認定こども園 みどり幼稚園	元吉田町2649番地の2	247-5657	7:30~18:30	—		
認定こども園(幼保連携型)	市立	1 常澄認定こども園	大串町789番地の2	269-4592	7:30~19:00	—
		2 内原認定こども園	内原町720番地の1	259-4656	7:30~19:00	—
	私立	1 認定こども園プリンセスリリーリリー幼稚園	中丸町2052番地の17	253-3891	7:30~19:00	—
		2 認定こども園プリンセスリリーリリー幼稚園分園 チャイルドランドナーサリー	大塚町1863番地の186	254-2711	7:30~19:00	—
		3 認定こども園グレイスリリーヴィクトリアナーサリー	姫子2丁目751番地の17	253-5553	7:30~19:00	—
4 認定こども園フォレストリリーリリーの森幼稚園	内原町1397番地の3	259-2585	7:30~19:00	—		
5 元吉田さくら認定こども園	元吉田町1833番地の44	350-7001	7:00~20:00	○		
保育所	市立	1 白梅保育所	元吉田町3250番地の1	304-2070	7:30~19:00	—
		2 杉山保育所	三の丸3丁目12番5号	221-7219	7:30~19:00	—
		3 新原保育所	新原2丁目6番20号	251-2262	7:30~19:00	—
		4 緑岡保育所	見川町2131番地の1519	241-0707	7:30~19:00	—
		5 城東保育所	城東2丁目6番39号	231-5972	7:30~19:00	—
		6 平須保育所(1歳3か月から)	平須町1820番地の7	241-1172	7:30~19:00	—
		7 渡里保育所	堀町480番地の7	224-8908	7:30~19:00	—
		8 若宮保育所	若宮1丁目10番30号	226-3923	7:30~19:00	—
		9 河和田保育所	河和田3丁目2536番地の2	253-1482	7:30~19:00	—
		10 双葉台保育所	双葉台2丁目19番地	252-8749	7:30~19:00	—
		11 一の牧保育所(1歳3か月から)	見川町2131番地の1741	243-8899	7:30~19:00	—

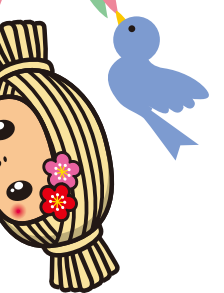
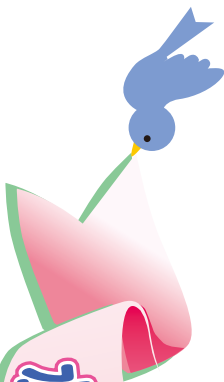
※ みどり幼稚園は、令和6年4月に認定こども園に移行する予定です。

No.	施設名	所在地	電話番号	開設時間(平日)	休日保育
1	聖光学園保育部	新荘1丁目4番8号	221-3973	7:30~19:00	—
2	ひので保育園	元吉田町720番地の2	248-3584	7:00~19:00	—
3	見和めぐみ保育園	見和2丁目198番地の5	252-2583	7:00~19:30	—
4	すみれ保育園	飯島町1170番地の2	252-2781	7:00~19:30	—
5	ひかり保育園	袴塚1丁目5番18号	221-0301	7:00~19:00	—
6	千波保育園	千波町2831番地の19	241-7347	7:30~19:00	—
7	すみれ第二保育園	開江町478番地	251-0515	7:00~20:00	○
8	こばと保育園	千波町2600番地の4	353-6155	7:30~19:30	○
9	こばと保育園分園	千波町777番地	244-0020	7:30~19:30	○
10	葉山保育園	千波町1688番地の3	243-0296	7:30~19:00	—
11	ひばり保育園	平須町1824番地の22	243-1410	7:15~19:15	—
12	すみよし保育園	住吉町115番地の1	247-8144	7:30~19:00	—
13	石川保育園	石川1丁目3974番地	252-4007	7:00~20:00	○
14	こばと東保育園	渋井町402番地	226-4555	7:00~19:00	○
15	こばと東保育園分園	浜田町54番地の2	231-2095	7:00~19:00	○
16	のぎく保育園	酒門町5038番地	225-6692	7:00~19:30	—
17	わかな保育園	根本2丁目582番地	231-8456	7:00~19:00	—
18	笠原保育園	笠原町1827番地の3	243-2439	7:30~19:00	—
19	はーとびあ保育園	大塚町1803番地の1	251-1670	7:30~19:30	○
20	けやき台保育園	酒門町1578番地の8	304-3311	7:30~19:00	—
21	つばさ保育園	鯉淵町2066番地の14	257-0303	7:00~19:30	—
22	小吹保育園	小吹町2305番地の1	305-4154	7:00~19:00	—
23	ちゃいりどほうす保育園	笠原町150番地	241-5007	7:30~19:00	—
24	スワン保育園	東原3丁目2番6号	303-3337	7:00~20:00	祝日のみ
25	ほうとく保育園	河和田町3961番地	306-8860	7:00~19:00	○
26	ときわの杜保育園	元石川町2534番地の2	306-8296	7:30~19:00	—
27	第二めぐみ保育園	河和田町425番地	303-5007	7:00~19:30	—
28	堀あさひこども園	堀町209番地の1	303-5551	7:00~19:00	○
29	ルミエール保育園	平須町1218番地の1	239-3806	7:00~19:00	—
30	ちゃいりどほうす森のほいくえん	平須町2366番地の1	246-6300	7:30~19:00	—
31	つばみさく保育園	笠原町400番地の3	291-4152	7:00~20:00	○
32	うちはらスワン保育園	鯉淵町2222番地の1	259-3481	7:00~20:00	祝日のみ
33	すずらん保育園	浜田町443番地の1	224-6001	7:30~19:30	○
34	ユーアイほいくえん	吉沼町1447番地の1	297-1211	7:00~19:00	○
35	元気の森保育園	東野町620番地の4	353-7311	7:30~19:00	○
36	桜ノ牧保育園	小吹町2053番地の33	350-7550	7:00~20:00	○
37	百合が丘ひまわり保育園	元石川町926番地の9	350-1772	7:00~19:30	○
38	泉町保育園	泉町2丁目4番28号	303-6644	7:30~19:30	○
39	こばとラブリィ保育園	元吉田町2981番地	246-6611	7:30~19:00	—
40	はぐくみの森あさひ保育園	渋井町247番地の5	303-6086	7:30~19:00	—
41	はーとびあ保育園桜ノ牧	小吹町1995番地の1	305-1181	7:30~19:30	○
42	わくわくの森保育園	堀町2296番地の7	353-7780	7:30~19:00	○
43	すずらん石川保育園	石川1丁目3858番地の1	306-7177	7:30~19:30	○
44	よつ葉吉沢保育園	吉沢町698番地の2	291-8515	7:00~19:00	—
45	彩の国保育園	笠原町1228番地の10	241-8655	7:30~19:00	—
46	さんさん保育園	米沢町330番地の1	350-2537	7:00~19:00	—
47	あさひまちなか保育園	南町2丁目5番2号	303-5527	7:30~19:00	—
48	笠原ひまわり保育園	笠原町1396番地の3	243-9213	7:30~19:00	—
49	ウォーターリリーナーサリー	全隈町261番地	350-4504	7:30~19:00	—
50	どんぐりの友保育園	開江町1623番地の3	353-7381	7:00~19:00	○
51	こばとリパティィ保育園	自由が丘5番43号	350-7600	7:30~19:00	—

民
間
保
育
所

	No.	施設名	所在地	電話番号	開設時間（平日）	休日保育
家庭的保育事業	1	はーとほうす	見川町2131番地の1586	243-8215	8:00~17:00	—
	2	ベリーベルすずき保育室	米沢町85番地の2	248-2310	8:00~17:00	—
	3	ハピスマイル	千波町	090-6104-4806	8:00~17:00	—
	4	託児るーむ りあん	渡里町	080-8052-6522	8:00~17:00	—
	5	内原ベビーセンター げんきっず	内原町1064番地	259-2152	8:00~17:00	—
	6	保育ルーム ひなた	元吉田町	080-9981-8236	8:00~17:00	—
	7	うらら保育室	吉沢町	246-3836	8:00~17:00	—
	8	こはく保育室	東台	291-3862	8:00~17:00	—
小規模保育事業	1	スマイルハウス水戸	笠原町978番地の39ロゼオ水戸店内	303-5359	7:30~19:30	—
	2	白ゆり保育園	堀町832番地の1	254-1188	7:00~19:00	—
	3	よつ葉ナーサリー	吉沢町699番地の4	388-2017	7:30~19:00	—
	4	ちゃいるどほうすNido&Infant	見和1丁目321番地の7	297-1200	7:30~19:00	—
	5	みのり保育園	愛宕町3番4号	239-3744	7:30~19:00	—
	6	キララかわわだナーサリー	河和田町1193番地の5	291-3971	7:00~20:00	祝日のみ
	7	かしわノ木県庁前保育園	笠原町416番地の3	297-3383	7:30~20:00	—
	8	のぎくhope保育園	城東1丁目4番20号	297-7757	7:30~19:00	—
	9	梅の香保育園	赤塚1丁目1996番地の31	297-7202	7:30~19:00	—
	10	ちゃいるどほうす小さなおうち	笠原町511番地の1	244-0005	7:30~19:00	—
	11	ほうとくLALA保育園	河和田町3961番地	252-1560	7:00~19:00	—
	12	すくすく小規模保育園	笠原町1861番地の4	350-7056	7:30~18:30	—
	13	すぎのこ住吉保育園	住吉町50番地の15	350-6303	7:30~19:00	—
	14	キッズフィールド吉沢町園	吉沢町295番地の1	350-5320	7:30~19:00	—
	15	こばとスイート保育園	元吉田町2983番地の2	297-6088	7:30~19:00	—
	16	みおんナーサリー	平須町1218番地	297-3908	7:00~18:30	—
	17	すまいるキッズ緑岡保育園	千波町2362番地の13	241-0111	7:30~19:00	—
	18	つぼみさくyume保育園	笠原町656番地の1	297-4151	7:00~20:00	○
	19	すぎのこ見和保育園	見和1丁目307番地の8	350-2330	7:30~19:00	—

水戸市の幼稚園・認定こども園・保育所・地域型保育事業マップ



- 市立幼稚園 (6カ所)
- 私立幼稚園 (3カ所)
- 市立認定こども園 (3カ所)
- 私立認定こども園 (2カ所)
- 市立認定こども園 (幼保連携型) (1カ所)
- 私立認定こども園 (幼保連携型) (1カ所)
- 私立認定こども園 (認可型) (5カ所)
- 私立認定こども園 (幼保連携型) (1カ所)
- 民間保育所 (5カ所)
- 家庭的保育 (8カ所)
- 小規模保育 (19カ所)

※マップに振られている番号は、各施設の御案内および施設一覧の番号に対応しています。